

第9章 文化財の総合的・一体的な保存と活用

1 関連文化財群・保存活用区域の目的

本計画においては、文化財の総合的・一体的な保存と活用に向けて、「関連文化財群」及び「保存活用区域」を設定します。

関連文化財群	有形・無形、指定・未指定にかかわらず様々な文化財を歴史的・地域的関連性に基づき一定のまとまりとして捉えたものです。一体的に扱うことで、未指定文化財についても構成要素として価値づけが可能となり、また、相互に結びついた文化財の多面的な価値・魅力の発見につながることを期待されます。
保存活用区域	文化財が特定の範囲に集積している場合に、当該文化財（群）をその周辺環境も含めて面的に保存・活用するために設定するものです。域内の地区特性や歴史文化に応じて市町村が独自に設定する戦略的な計画区域。多様な文化財が集中する区域を設定して保存・活用を図ることで、魅力的な空間の創出につながることを期待されます。

歴史文化の特徴に基づき、共通の要素を持つ一体的なまとまりを設定することによって、域内に散在している文化財を俯瞰した保存と活用のプランニングが可能になります。歴史的・文化的・地域的な関連性や共通のテーマを持つまとまりとして捉えた関連文化財群、文化財が集積しているエリアとその周辺環境を面的に捉えた保存活用区域を設定して、歴史文化をいかした文化財の総合的・一体的な保存・活用につなげます。

2 関連文化財群・保存活用区域の設定の考え方

関連文化財群・保存活用区域の設定については、本庄市の歴史文化の特徴を備えていることを必須条件としました。また、前項の目的を達成するため、単に特徴をまとめるだけでなく、関連文化財群・保存活用区域ごとの課題を検討し、解決のための方針・措置を立てました。措置については、関連文化財群・保存活用区域の運用にあたって重点的に取り組むものを具体的に記述しました。

なお、今後の文化財の把握調査の進展や、事業の進捗状況に応じて、関連文化財群・保存活用区域及び構成文化財・域内にある文化財の増減や措置の追加等も検討していきます。

3 関連文化財群・保存活用区域とその課題・方針・措置

設定した関連文化財群・保存活用区域について、対応する歴史文化の特徴も含め、以下の一覧表にまとめました [表 9-1]。各関連文化財群・保存活用区域ごとに、目的、ストーリー又は概要、構成文化財又は域内にある文化財一覧、文化財の分布図を記載し、各関連文化財群・保存活用区域を運用していく上での課題と、その解決に向けた方針・措置を示します。

表 9-1 本庄市の関連文化財群・保存活用区域一覧

歴史文化の特徴		
No.	関連文化財群／保存活用区域のテーマ	頁
	関連文化財群／保存活用区域の目的	
1. 表情豊かな原始・古代の文化		
関連文化財群 1	古墳・埴輪の世界 —自然素材の造形美— 様々な造形や特徴的な表情を持つ本庄市の古墳・埴輪を中心に関連文化財群を構成し、一体的な活用を図るとともに、古墳をはじめとする遺跡への興味・関心を掘り起します。	114
2. 鎌倉街道と武家社会		
関連文化財群 2	板碑（板石塔婆） —石に宿す安楽の願い— 全国的にも稀な大型の板碑（板石塔婆）など、中世に造立された石造物を中心に関連文化財群を構成し、一体的な活用を推進します。	117
保存活用区域 1	鎌倉街道上道 —中世武家社会から近代化までの道のり— 鎌倉街道上道を中心とした保存活用区域を設定し、児玉地域の市街地における中世～近代にかけての建造物、歴史資料、遺跡などを一体的に保存・活用し、町並み整備とまちづくりへ活かします。	137
3. 中山道を行き交う人・文化・物資		
保存活用区域 2	中山道本庄宿 —城下町から宿場町・繭市場への発展— 本庄宿を保存活用区域に設定し、城下町としての名残、宿場町や繭市場としての興隆を示す建造物、歴史資料、遺跡などを一体的に捉え、町並み整備とまちづくりへ活かします。	142
4. 風土に育まれた産業（農耕と養蚕）		
関連文化財群 3	農業と人々の生活 —水資源の確保・供給— 農業と人々の生活に関する関連文化財群を構成し、中でも特に備前渠用水路、間瀬堰堤など水資源の確保・供給に関わる文化財や食文化に関する価値を啓発します。	120
関連文化財群 4	競進社模範蚕室と養蚕文化 —養蚕で紡がれた産業・信仰・食文化— 競進社模範蚕室をはじめとする養蚕文化（養蚕民家・蚕室・道具・資料・信仰・風習）や、木村九蔵をはじめ蚕業の発展に貢献した人物の功績等を示す文化財を一体的に保存・活用します。	124
5. 人々の祈りと祭り		
関連文化財群 5	本庄・児玉の地域祭礼 —奉納と娯楽の伝承— 本庄・児玉の各地域で催される祭礼・奉納行事等に関する関連文化財群を設定し、これらの記録・伝承に取り組むとともに、地域コミュニティによる保存・継承を促し更なるにぎわいにつなげます。	128
6. 本庄にゆかりのある偉人たち		
関連文化財群 6	塙保己一の里 —塙保己一の足跡と功績— 本庄出身の全盲の国学者・塙保己一ゆかりの地・遺品等を関連文化財群にまとめ、顕彰活動を推進します。	133

関連文化財群 1

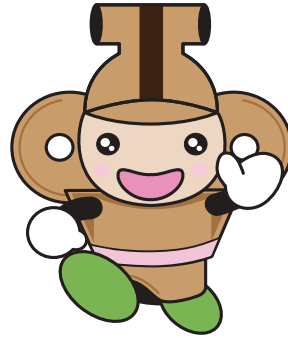
古墳・埴輪の世界 —自然素材の造形美—

目的

様々な造形や特徴的な表情を持つ本庄市の古墳・埴輪を中心に関連文化財群を構成し、一体的な活用を図るとともに、古墳をはじめとする遺跡への興味・関心を掘り起します。



写真 9-1 本庄早稲田の杜ミュージアム
常設展示品



本庄市マスコット
はにぼん
「はにぼん」

図 9-1 本庄市マスコット
「はにぼん」

ストーリー

本庄市には古墳時代における遺構の確認事例が多く、特に古墳は県内市町村でも2番目に多い数を誇ります。4世紀前半の鷺山古墳は、県内でも最古級の古墳の一つと考えられ、長沖32号墳を含む長沖古墳群は、総数200基を超える埼玉県内最大規模の群集墳に位置づけられています。

本庄市域では、3世紀後半から4世紀前半にかけて女堀川流域に広がる低地帯の開発が進み、集落遺跡も増えて、人口が急速に増加している様子がうかがえます。こうした生産力の向上を背景に、前方後方墳・前方後円墳・前方後方形周溝墓が築かれはじめました。

4世紀後半になると方墳・円墳が現れ、(壺形・円筒)埴輪が作られるようになり、5世紀には直径60mを超える大型円墳が相次いで造られ、埴輪は人物や馬などが表現されるようになりました。

6世紀になると、埋葬施設に横穴式石室が採用され、副葬品の組合せが変わるとともに、埴輪の表現が豊かになり、鞍、翳、盾持人物など多種多様な埴輪が作られるようになるなど、古墳の様相が大きく変化しました。また、宍勝寺裏埴輪窯跡をはじめとする埴輪の製作遺跡の確認も特筆されます。

このように、本庄市の古墳や埴輪は、各年代に幅広く存在し、造形の変遷を追うことが可能です。特に、埴輪をはじめとする出土資料の数々は、工芸技術の精緻化に伴い表現が豊かかつ多様化する過程を追うことができる貴重な文化財群といえます。

現在、これらの考古資料の多くは、「本庄早稲田の杜ミュージアム」に収蔵・展示され、その芸術的造形や質感などを見て感じるすることができます。

また、本庄市で出土した「笑う盾持人物埴輪」(小島前の山古墳出土盾持人物埴輪)をモデルとした公式PRマスコットキャラクター「はにぼん」も様々なPR活動や施策に用いられ、歴史文化の発信の一役を担っています。

構成文化財一覧

番号	名称	指定等区分	種別	概要
1	鷺山古墳	県指定	遺跡	墳形が前方後方墳であることや出土した土器の形式から、4世紀半ばに遡ると推定される県内最古級の古墳の一つ。

2	下浅見鷲山古墳出土品	市指定	考古資料	壺や埴などの器種がある。製作段階で底部に円形の孔が開けられ、全体を赤色に塗彩されている。古墳に供献する儀礼用土器と考えられる。
3	長沖・高柳古墳群	未指定 (県選定重要遺跡)	遺跡	小山川にのぞむ丘陵の上に分布する古墳群。前方後円墳を含み約150基を超える。
4	旭・小島古墳群	未指定 (県選定重要遺跡)	遺跡	本庄台地東北端の台地上に分布する古墳群。下野堂二子山古墳(前方後円墳)をはじめ、5世紀後半～8世紀初頭の円墳・方墳約100基で構成される。
5	小島前の山古墳出土盾持人物埴輪	市指定	考古資料	大きく口角を挙げて笑う口と三日月形の眼孔、左右に張り出した耳、高い鷲鼻、大きくしゃくれた顎などが特徴。6世紀後半と推定される。
6	御手長山古墳出土人物埴輪	市指定	考古資料	古墳時代の埴輪。男子の半身像で、玉を連ねた頸飾と耳環を着け、腰には鎌を差している。馬飼いの人物を表現していると推測される。
7	宥勝寺裏埴輪窯跡付鞍形埴輪4点	県指定	遺跡	古墳時代後期の埴輪製作遺跡。矢を収納する武具を造形した鞍形埴輪4点が出土したほか、家、馬、人物など各種の形象埴輪片も確認された。
8	「本庄早稲田の杜ミュージアム」収蔵品	未指定	考古資料	市内の遺跡から出土した様々な資料を収蔵している。旧石器時代から16世紀の室町時代までの出土資料の展示による本庄の歴史紹介が行われている。

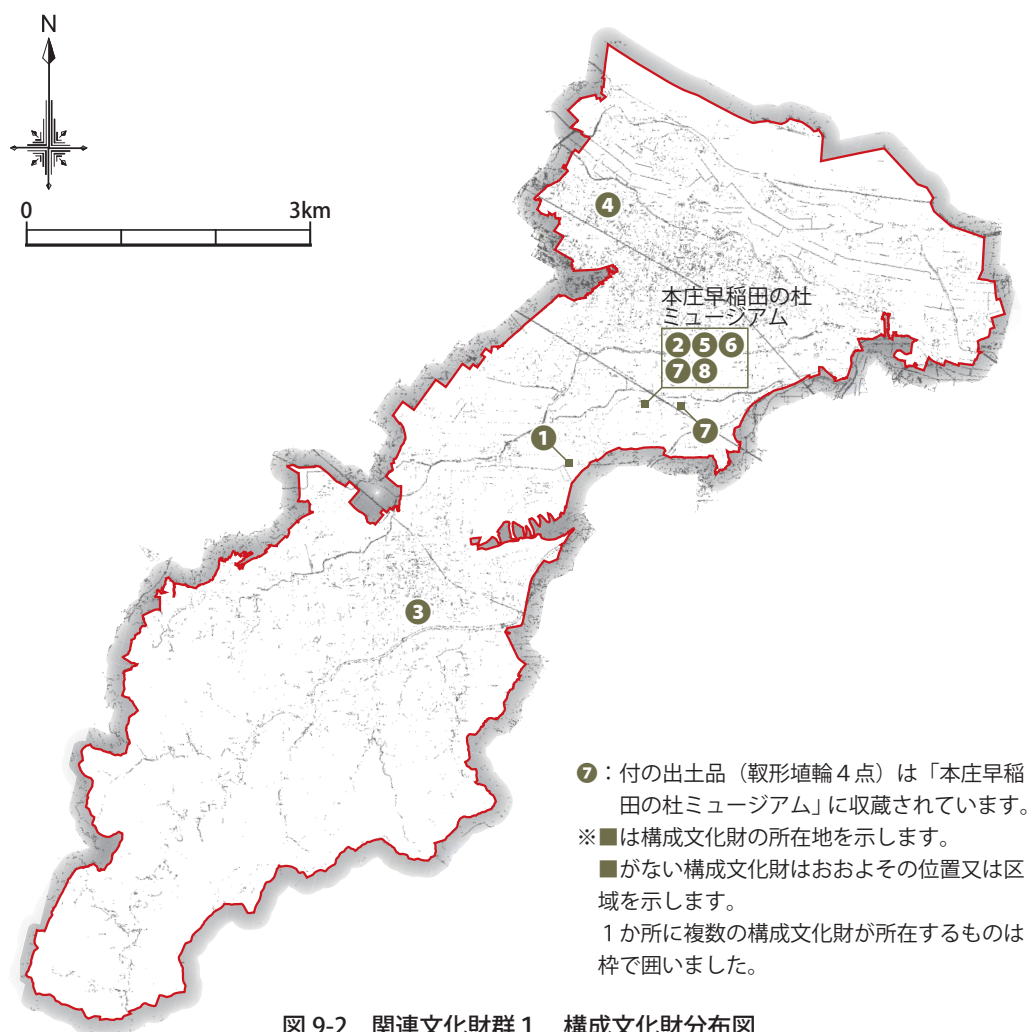


図9-2 関連文化財群1 構成文化財分布図

課題

- ・本庄早稲田の杜ミュージアムにおける常設展示での公開資料が一部の考古資料に偏っています。また、特別展示の機会も少なく、その他収蔵品が十分に活用されていません。
- ・考古資料が有効に活用されている現況に対して、市が所有・管理している遺跡の活用が不足しています。遺跡とそこから出土した考古資料とを結びつけた活用が十分に行われていません。
- ・遺跡の見学環境が十分に整っていません。

方針

- ・一般公開されていない収蔵品についてデジタルデータ化を行って公開するなど、多様な活用方法を検討します。
- ・市が所有・管理している遺跡を積極的に公開・活用します。公開が困難な遺跡については、その他の活用方法を検討します。
- ・公開が可能な遺跡について、見学環境の整備を図ります。

措置

目的	事業番号	事業名	事業内容	事業計画期間			取組主体				財源	
				前期	中期	後期	行政	専門家 大学等	所有者 管理者	市民		団体
魅力発信・拠点整備	3-①-1	先端技術を活用した埋蔵文化財の保存・活用事業	文化財情報のデジタルデータの公開、インターネットミュージアムの開設に向けて、埋蔵文化財に関する文化財情報について、先端技術を活用しデジタル化を図る。	■	■	■	◎	◎	○		○	市費 国補助
	3-③-1 3-④-1	遺跡の公開・活用推進事業	考古資料と公開可能な遺跡を関連付けた周遊ルートを構築する。遺跡に関する企画展やフィールドワークを実施する。先端技術（VR、AR等）を利用した活用事業を検討する。	■	■	■	◎	◎	○		○	市費 国補助

凡例 ◆事業番号 親番号と丸番号は第5～8章に前掲した措置の事業番号と整合し、最後の枝番号はその中の通し番号を示します。

◆事業計画期間 前期：令和5（2023）～令和7（2025）年度 中期：令和8（2026）～令和11（2029）年度
後期：令和12（2030）～令和14（2032）年度

◆取組主体 行政：本庄市（国、埼玉県との協働を含む） 市民：本庄市民
専門家・大学等：大学、博物館、研究者など 団体：保存活用支援団体、市民活動団体、
所有者・管理者：文化財の所有者・管理者・保護団体など 各種団体、協議会、企業など

◎：主として取り組む主体
○：協力して取り組む主体

関連文化財群2

板碑（板石塔婆） —石に宿す安楽の願い—

目的

全国的にも稀な大型の板碑（板石塔婆）など、中世に造立された石造物を中心に関連文化財群を構成し、一体的な活用を推進します。



写真 9-2
元田の板石塔婆



写真 9-3
西五十子の阿弥陀
一尊種子板石塔婆



写真 9-4
實相寺阿弥陀
一尊種子板石塔婆



写真 9-5
保木野の宝篋
印塔板石塔婆

ストーリー

板碑（「板石塔婆」「青石塔婆」ともいう）は、主に中世仏教で供養塔として使われた石碑の一種で、鎌倉時代から室町時代に死者の追善や後世の安楽を願って、全国各地で造立されました。

各地方によって形状が異なるものもありますが、多くは板状で、最上部を山形とし、その下部に二条線や切り込みを施して主体部と区別しています。「種子」（仏尊を梵字で表したものの）のほか、天蓋・蓮台・花瓶などの文様、被供養者名、記念銘、造立趣旨などが刻まれる場合もあります。

本市に所在する石碑には、秩父地方を中心に産出する緑色片岩（又は緑泥片岩）が使われています。緑色片岩は、板状に薄く割れる性質を持つ石材で、加工が容易であることに加え、見た目の美しさから古くから用いられてきました。秩父地方から産出される緑色片岩を用いた板碑は、「武蔵型板碑」と分類され、青色を帯びていることから「青石塔婆」とも呼ばれます。

板碑の発生は関東武士の本拠地である武蔵国中北部と考えられています。熊谷市には現存最古とみられる嘉禄3（1227）年の板碑があることから、板碑の造立はこの地方から徐々に周辺地域に広まり、やがて全国に分布するようになったとみられています。また、板碑は、全国でも関東地方、特に鎌倉武士の本拠地とその所領に分布が集中していることから、板碑の分布と鎌倉武士の勢力圏には有意な関係があったと考えられています。

このような観点から、本庄市の板碑は、武蔵国北部に拠点を置いた武士団である児玉党との関係が強くうかがえ、13世紀中頃に遡るもの、全国的に稀な大型のものなどが所在することから、板碑伝播の歴史において貴重な情報を有するとみて差し支えありません。

鎌倉時代に始まった板碑造立の風習は、武蔵国を中心に盛行し、中世の終末には姿を消します。江戸時代に入ると一切途絶え、やがて墓石の建立が一般的となります。鎌倉街道の成立と同時期に造立が始まり、鎌倉街道が使命が終わる頃に姿を消す板碑は、中世の本庄を代表する文化財の一つといえます。

構成文化財一覧

番号	名称	指定等区分	種別	概要
1	元田の板石塔婆	県指定	考古資料	正嘉2（1258）年の銘を持つ、一石に三基の板石塔婆を表現した三連塔婆。阿弥陀三尊の配置を示す。三連板碑は類例がなく極めて珍しい。

2	西五十子の阿弥陀一尊種子板石塔婆	市指定	歴史資料	康元2（1257）年銘、明瞭な二条線を持ち、横幅の広さに比して高さが低いという特徴的な形態をもつ。
3	小和瀬薬師堂自然石塔婆	市指定	歴史資料	宝治元（1247）年銘、円柱状の自然石の三面を調整し、三角柱状に整えた自然石塔婆。一般的に板石塔婆が多い中で稀な形式。
4	玉蓮寺釈迦一尊種子板石塔婆	市指定	歴史資料	嘉元2（1304）年造立、武蔵武士児玉党の一族・児玉時国の供養塔との伝承がある。本庄市最大の板石塔婆。
5	實相寺阿弥陀一尊種子板石塔婆	市指定	歴史資料	文永2（1265）年銘、上部に二条線を刻み、阿弥陀の主尊一字を大きく刻む。
6	保木野の宝篋印塔板石塔婆	市指定	歴史資料	貞治3（1364）年銘、中央に宝篋印塔を陽刻する。この板碑と対になるものが、神川町長慶寺に所在し、夫婦逆修板碑であったと推定される。
7	保木野の円形光背図像板石塔婆	市指定	歴史資料	乾元2（1303）年銘、主尊の阿弥陀如来一尊を種子ではなく円形の光背を持つ図像で表現する。
8	その他 板石塔婆	未指定	歴史資料	上述の指定文化財以外で鎌倉～室町時代の銘を持つ約120基の板石塔婆の調査記録がある。所在地は寺院、墓地、公民館、個人宅が挙げられる。
9	間瀬峠（結晶片岩）	未指定	地質鉱物	長瀬町との境界付近にある峠。近辺の結晶片岩（緑色片岩）は古くから古墳石棺・板石塔婆・建築石材等に大量に使われてきたとされる。



図9-3 関連文化財群2 構成文化財分布図

課題

- ・板碑の所在地が把握されている一方で、調査結果を活用した情報周知がなされていません。
- ・教育や学習、拠点整備等の分野において板碑の情報が十分に活用されていません。

方針

- ・本庄市における板碑の価値について周知を図ります。
- ・主要な板碑の見学環境を整えます。案内や解説機能の向上を図ります。

措置

目的	事業番号	事業名	事業内容	事業計画期間			取組主体				財源	
				前期	中期	後期	行政	専門家 大学等	所有者 管理者	市民		団体
魅力発信・教育・学習・体験 ・拠点整備	3-②-1 3-⑦-1	板碑の魅力普及啓発事業	板碑の解説ハンドブックを作成するとともに、歴史講座を開催し普及啓発を図る。	■	■	■	◎	○	○			市費
	3-③-2 3-⑧-1	板碑見学サイン・周遊ルート作成事業	未指定の板碑を含めた周遊・見学ルートを作成し、解説サインを整備する。	■	■	■	◎		○			市費

凡例 ◆事業番号 親番号と丸番号は第5～8章に前掲した措置の事業番号と整合し、最後の枝番号はその中の通し番号を示します。

◆事業計画期間 前期：令和5（2023）～令和7（2025）年度 中期：令和8（2026）～令和11（2029）年度
後期：令和12（2030）～令和14（2032）年度

◆取組主体 行政：本庄市（国、埼玉県との協働を含む） 市民：本庄市民
専門家・大学等：大学、博物館、研究者など 団体：保存活用支援団体、市民活動団体、
所有者・管理者：文化財の所有者・管理者・保護団体など 各種団体、協議会、企業など

◎：主として取り組む主体
○：協力して取り組む主体

関連文化財群3

農業と人々の生活 —水資源の確保・供給—

目的

農業と人々の生活に関する関連文化財群を構成し、中でも特に備前渠用水路、間瀬堰堤など水資源の確保・供給に関わる文化財や食文化に関する価値を啓発します。



写真 9-6 備前渠用水路（第3樋門）



写真 9-7 雨乞い獅子（台町の獅子舞）



写真 9-8 間瀬堰堤



写真 9-9 間瀬堰堤管理橋

ストーリー

本庄市の地層は、富士山や浅間山の噴火によって広く拡散した火山灰が粘土化した土壌によってできた関東ローム層を中心としています。粘土分の多い粘り気の強い土壌が高台や台地を構成しているため農業用水の確保が難しく、また、火山灰でできた土壌であることから植物の生育に必要な栄養分をあまり含まず、農業、特に稲作にはあまり適さない土地でした。

このような地質的背景により、本庄における農業や人々の生活において水資源の確保と供給は大きな課題であったといえます。そのため、古代には既に条里制及び九郷用水が整備されました。このかんがい区域一帯は後世においても重要な役割を果たし、中世に勃興した児玉党の統治基盤にもなったことがうかがえます。

慶長9（1604）年には、幕府代官頭・伊奈備前守忠次により備前渠用水路が開削されました。備前渠用水路は、延長約23kmに及び、本庄市域・深谷市域・熊谷市域を流れ、利根川右岸の1,400haの水田に用水を供給しています。現存する県内最古級の用水路として、令和2（2020）年12月には世界かんがい施設遺産に登録されました。

それでもなお、干ばつが発生した際には、住民は信仰の力「雨乞い」に頼ったと考えられます。代表的なものとして、市内各地に継承される「獅子舞」があり、雨乞い祈願を目的の一つとしたものが散見されます。また、榛名神社から水を借りて帰る「お水借り」、地域の高い山に梵天を掲げる行事、龍作りや水神信仰を背景に持つ雨乞屋台など、雨乞い行事に関する民俗風習も各地に残されています。

近代に入ると、土木技術の向上に伴い、大規模なため池の建設が行われました。間瀬堰堤は、昭和12（1937）年に建造された東日本最古の農業用重力式コンクリートダムです。児玉用水のかんがい用水を確保するため、間瀬川中流部をせき止めて間瀬湖に貯水する施設で、現在も本庄市・美里町区域の農業

における重要な役割を担っています。

上述の様々な創意工夫で台地地形にも安定した水が供給されたことなどによって、県北地域では古くから稲と麦の二毛作が行われ、現在は関東圏でも有数の穀倉地帯として成長しています。一方で、利根川の氾濫原には肥沃な土壌が広がっており、首都圏に近い立地条件に恵まれた本庄市は、関東有数の野菜の産地としても知られています。

二毛作による小麦の生産は地域の食文化にも大きく影響も与えており、近世以降、当地域では小麦を原料とした郷土料理が広まりました。埼玉県が県別生産量全国2位となっているうどんは各家庭で打つことも多く、日常食だけでなく行事食・儀礼食としても食卓に並びます。また、様々な行事の供物として、米を使う餅・団子だけではなく、小麦を使うまんじゅうを主とする地域も確認されています。特に、生地に重曹（炭酸水素ナトリウム）を加えて膨らませる「炭酸まんじゅう」は、田植えや稲刈りなどの農作業の合間の小昼飯としても日常的に食べられました。「つみっこ」は、小麦粉を水で練って作った生地を「つみとる」ようにちぎり季節の野菜と一緒に鍋で煮る、いわゆる「すいとん」で、仕事の合間に手早く作ることができる日常食として、多忙な養蚕農家等に重宝されました。本庄地方の「つみとる」の方言がその名の由来とされており、小麦と野菜といった本庄の農業品目を使った代表的な郷土料理といえます。現在も家庭で作られるほか、市内店舗で販売・提供されるなど、人々の生活に息づいています。

このように、本市域の人々は、農業による生活に対して、地質的条件を時代ごとの土木技術によって改善を試み、気象不良など技術的に解決できない事象は皆で祈ることによって乗り越えてきました。また、土壌に適した作物を栽培し、それらを日常的に食し、「ハレ」の日には行事食・儀礼食を神とともに食べることで感謝と祈りを捧げ、再び農業に勤しむというサイクルによって、現在に至る生活基盤を確立してきた長い歴史を有しています。

構成文化財一覧

番号	名称	指定等区分	種別	概要
1	九郷用水	未指定	遺跡	神流川から分水された用水路。古代条里制の幹線水路であったとされ、また、このかんがい区域は児玉党一族の中心的基盤を形成したことがうかがえる。
2	条里遺跡	未指定	遺跡	九郷用水を幹線水路として、女堀川周辺の耕地が四方田条里、今井条里、児玉条里などと呼ばれる条里水田として整理された。
3	備前渠用水路	未指定 (世界かんがい施設遺産)	建造物	慶長9(1604)年、幕府代官頭・伊奈備前守忠次により開削。利根川右岸1,400haの水田に用水供給する県内最古級の用水路。世界かんがい施設遺産に登録。
4	雨乞い獅子 ◎台町の獅子舞 ●仁手諏訪神社の獅子舞 ●小平の獅子舞 ●吉田林の獅子舞	◎県指定 ●市指定	無形の民俗	獅子舞の起源には洪水などにより川から流れ着いたとする伝承が多く、龍頭の獅子頭を用いる事例あることから水神信仰の要素がうかがえる。本庄市内の獅子舞にも雨乞い祈願を目的とするものが多く見られる。
5	雨乞い行事 ・お水借り、梵天、水神信仰 など	未指定	無形の民俗	お水借り(榛名神社から水を借りて帰る)、梵天(地域の高い山に梵天を掲げる)、雨乞屋台(龍作り・水神信仰)、鳴物、唄、池浚いなどが雨乞い行事として行われたという。
6	間瀬堰堤	国登録	建造物	昭和12(1937)年に建造された東日本最古の農業用重力式コンクリートダム。間瀬川中流部をせき止めて間瀬湖に貯水し、かんがい用水を確保する。
7	間瀬堰堤管理橋	国登録	建造物	昭和13(1938)年完成の鉄筋コンクリート造桁橋。間瀬堰堤と一体をなす構造物で、堰堤部すぐ下の頭首工上に橋を設け、左岸部に取水口を設ける。
8	二毛作	未指定	無形の民俗	県北地域では古くから稲と麦の二毛作が行われ、関東圏でも有数の穀倉地帯として成長した。

9	小麦文化 ・うどん、つみっこ、炭酸 まんじゅう など	未指定	無形の民俗	近世以降、うどんをはじめ、小麦を原料とした郷土料理が広まり、人々の生活に息づいている。
10	本庄野菜	未指定	無形の民俗	利根川が育んだ肥沃な土地を有し、首都圏に近い立地条件に恵まれたため、関東有数の野菜の産地として知られている。

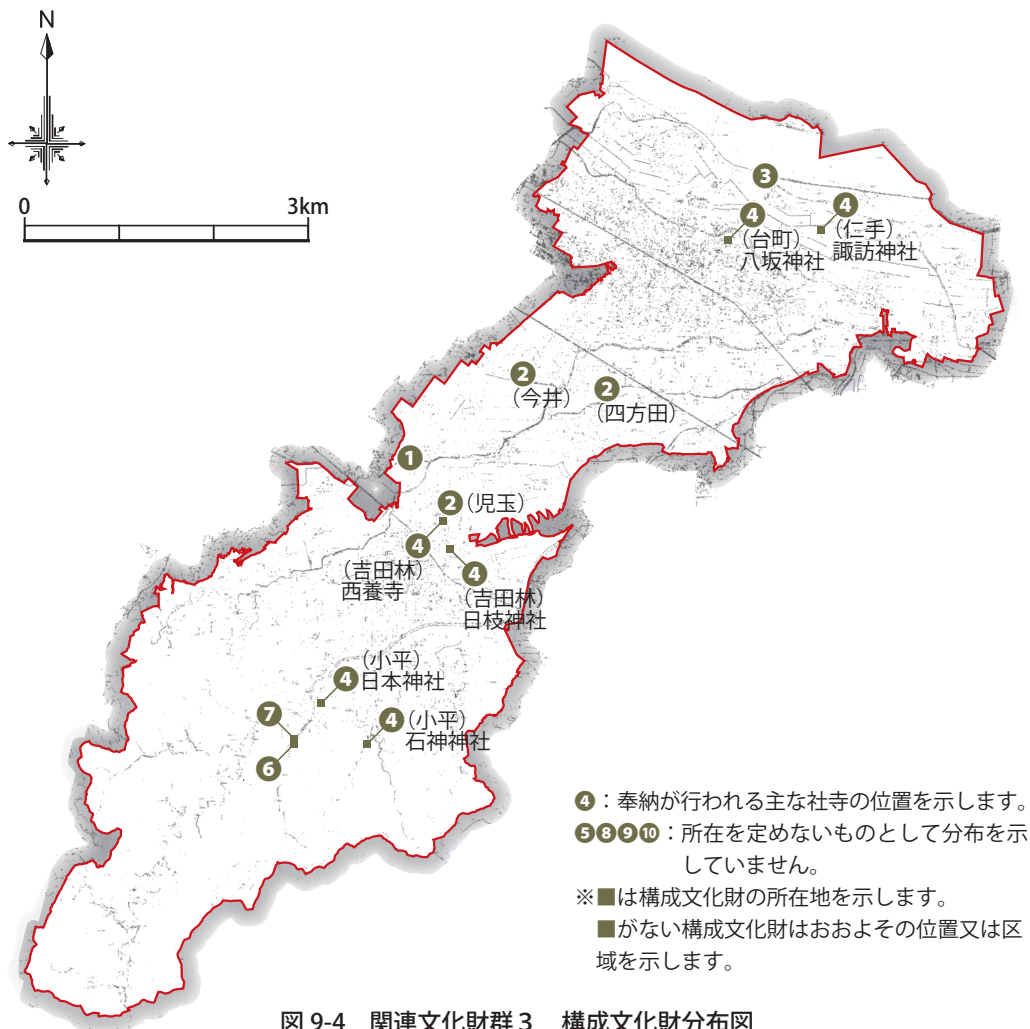


図 9-4 関連文化財群 3 構成文化財分布図

課題

- ・ 農業（特に麦・野菜栽培）に関する身近な文化財が十分に把握されていません。
- ・ 農業や水資源の歴史について市民に周知されていません。また、関連する文化財も活用されていません。
- ・ 各構成文化財の見学環境が十分に整っていません。
- ・ 本庄の郷土食・特産品と農業の歴史的背景との関連付けが希薄で、商品価値、文化的価値を高める形での情報発信が行えていません。

方針

- ・農業を軸とした文化財（かんがい施設、民具、技術、儀礼、行事・祭礼、食文化など）を幅広く調査・収集します。
- ・農業や水資源の確保・供給に関する文化財の周知・活用を通して、関連文化財への興味・関心を高め、来訪へとつなげます。
- ・公開が可能な構成文化財について、見学環境の整備を図ります。
- ・現代に伝わる本庄の郷土食・特産品が持つ歴史的背景についての情報発信を強化し、文化的価値の向上を図ります。

措置

目的	事業番号	事業名	事業内容	事業計画期間			取組主体					財源
				前期	中期	後期	行政	専門家 大学等	所有者 管理者	市民	団体	
調査・研究	1-①-1	農業に関する文化財調査事業	農業を軸とした文化財情報（かんがい施設、民具、技術、儀礼、行事・祭礼、食文化など）について、市民の協力によって調査・収集し、関連文化財群の保存・活用に向けた基礎資料とする。	■	■	■	◎	○	○	○		市費
魅力発信・拠点整備	3-⑧-2	農業・水資源に関する文化財の周知及び公開・活用環境整備事業	農業・水資源に関する文化財の解説看板・誘導サイン・パンフレット・便益施設（駐車場、トイレ、休憩場所等）などの整備を進める。		■	■	◎		○			市費 国補助
	3-⑩-3	地域の特徴ある郷土食・特産品の歴史・魅力発信事業	地域の特徴ある郷土食や特産品が生まれた歴史的背景や魅力を市内外に発信し、文化的価値と商品価値の向上を図る。		■	■	◎	○		○	◎	市費

凡例 ◆事業番号 親番号と丸番号は第5～8章に前掲した措置の事業番号と整合し、最後の枝番号はその中の通し番号を示します。

◆事業計画期間 前期：令和5（2023）～令和7（2025）年度 中期：令和8（2026）～令和11（2029）年度
後期：令和12（2030）～令和14（2032）年度

◆取組主体 行政：本庄市（国、埼玉県との協働を含む） 市民：本庄市民
専門家・大学等：大学、博物館、研究者など 団体：保存活用支援団体、市民活動団体、
所有者・管理者：文化財の所有者・管理者・保護団体など 各種団体、協議会、企業など

◎：主として取り組む主体
○：協力して取り組む主体

関連文化財群4

競進社模範蚕室と養蚕文化 — 養蚕で紡がれた産業・信仰・食文化 —

目的

競進社模範蚕室をはじめとする養蚕文化（養蚕民家・蚕室・道具・資料・信仰・風習）や、木村九蔵をはじめ蚕業の発展に貢献した人物の功績等を示す文化財を一体的に保存・活用します。



写真 9-10 競進社模範蚕室



写真 9-11 高窓の里



写真 9-12 つみっこ



写真 9-13 本庄織物（本庄紜）

ストーリー

日本が鎖国を解き、江戸時代末期に横浜が開港すると、蚕種や生糸が輸出の主要産品として注目されるようになったことで、横浜に比較的近い埼玉県では養蚕業が盛んになっていきました。本市域は、桑の生産に適していたことから、大型の養蚕民家が成立するとともに、蚕種製造も盛んに行われました。

繭の需要が高まると、高い収繭高を目指して養蚕を学ぶ人が増加しました。これに応じて、養蚕改良とその伝習・教育に生涯を捧げた木村九蔵は、新宿村（現神川町）で養蚕改良競進組を結成します。明治17（1884）年には名称を養蚕改良競進社に改め、児玉町に出張事務所と競進社蚕業伝習所を開設、全国から生徒を集め、全国へ養蚕教師を派遣しました。児玉町は、養蚕改良の中心地となり、日本の養蚕業の発展に大きな役割を果たしました。明治27（1894）年には、競進社蚕業伝習所内に近代的な養蚕の教育施設として競進社模範蚕室を建築しました。蚕の飼育が最も適した条件で行えるよう、採光・通風・温度調節・作業効率などに工夫を凝らした蚕室で、以後の養蚕民家の模範となった建物です。現在、競進社と木村九蔵に関する資料は、競進社蚕業伝習所を前身とする旧埼玉県立児玉白楊高等学校（令和5（2023）年4月より旧県立児玉高等学校と統合し県立児玉高等学校となっています）に収蔵されています。

江戸時代以降、本庄宿・八幡山町・児玉村には市場が開かれ、繭・生糸などが大量に取引されました。明治時代以降も取引は続き、養蚕の隆盛とともに取引量が増大、本庄は繭の一大集散地として発展しました。明治27（1894）年には、繭・絹取引の資金供給のため本庄商業銀行が設立され、明治29（1896）年には同銀行の融資担保となる大量の繭を保管した旧日本庄商業銀行煉瓦倉庫が建築されました。現存する日本庄商業銀行煉瓦倉庫の建物は、近代本庄における繭市場の発展の名残を今に伝えています。

市内各地には、養蚕に適した形式の民家が数多く現存し、本市一帯が蚕の生産拠点の一つだったことがうかがえます。中でも、田島亀夫家住宅は、国登録有形文化財の主屋・蚕室をはじめ、土蔵、表門、

井戸、屋敷神、防風・日除林、洪水除け石垣など養蚕民家の屋敷構えが良好に残り、4軒隣の世界遺産・田島弥平旧宅（伊勢崎市境島村）とともに、江戸時代末期から明治時代初期における当地域の蚕種製造業の隆盛を示しています。また、秋平地区（小平）には、高窓と呼ばれる換気用の越屋根を乗せた養蚕民家が複数現存しており、「高窓の里」として養蚕集落の景観を伝えています。

近世以前の養蚕は、不安定な産業であり、近代化が進んでも養蚕家は神仏に豊蚕を祈りました。市域では「蚕影様」が広く信仰され、金屋地区（宮内、塩谷）などでは毎年4月16日に蚕影山神社に参詣し下賜された札を蚕室に貼って祀りました。小正月（1月14～15日）には木の枝に団子をつけた繭玉飾りを家に飾る行事があり、作物の豊作や、養蚕の成功を祈願したものと伝わります。また、生糸採取で処分される蚕蛹も供養され、大正院境内には大正12（1923）年建立の蚕蛹供養塔が現存しています。

養蚕や機織りが盛んだった市域では、多忙な時に仕事の合間に手早く作ることができる郷土料理「つみっこ」が重宝されました。「つみっこ」とは本庄地方の方言で「つみとる」という意味で、県域で栽培が盛んだった小麦粉を水で練って作った生地を「つみとる」ようにちぎって鍋に入れたことから、このように呼ばれるようになったと伝わります。地元の小麦粉と季節の野菜をたっぷりと使う、滋味深い日常食として地元で愛され続けています。

絹産業の興隆に伴い、市域の農家の副業では、繭から自家製糸を行い、普段着として太織の製織を行うようになりました。この製織は、後に専門家が生まれ、明治時代中期以降に伊勢崎の織物組合に加入、「伊勢崎銘仙」として全国に名声を広めました。現在は、「本庄緋」の名称で埼玉県伝統的手工芸品に指定されています。

養蚕業・製糸業の発展とその流通において、本庄は非常に大きな役割を果たしました。

構成文化財一覧

番号	名称	指定等区分	種別	概要
1	競進社模範蚕室	県指定	建造物	明治27（1894）年建築。蚕の飼育を最も適した条件で行えるように、採光・通風・温度調節・作業効率など多くの工夫を凝らした蚕室。
2	養蚕道具	未指定	有形の民俗	競進社模範蚕室で、養蚕の際に実際に使用されていた道具が数多く展示される。
3	旧埼玉県立児玉白楊高等学校収蔵資料	未指定	歴史資料	旧埼玉県立児玉白楊高等学校（現在は埼玉県立児玉高等学校と統合）では、競進社と木村九蔵に関する資料を収蔵している。
4	開善寺	未指定	遺跡	本庄宿の繭市場は、富岡製糸場所長・尾高惇忠が原料繭の仕入れのために本庄に出張し、開善寺を借り受け、生繭の買付場としたことに始まる。
5	日本庄商業銀行煉瓦倉庫	国登録	建造物	明治29（1896）年建築、本庄商業銀行において融資の担保として取り扱われた大量の繭を保管する大型の煉瓦倉庫。
6	茂木小平翁頌徳碑	市指定	歴史資料	茂木小平は上仁手村に生まれ、利根川上組蚕種製造組合頭取を務めるなど、埼玉県内の蚕種製造・改良・販売に多大な貢献を果たした。
7	田島亀夫家住宅主屋 田島亀夫家住宅蚕室	国登録	建造物	「有隣館」の屋号で蚕種業を営んだ。棟に3か所の越屋根を備えた明治時代初期の姿を残す養蚕民家と桑もぎ場・貯桑場・上蔭に用いた蚕室が現存する。
8	藤田地区 （宮戸、小和瀬）	未指定	文化的景観	世界遺産・田島弥平旧宅のバッファゾーンに隣接し、伊勢崎市境島村と一体的な景観を有する。
9	高窓の里	未指定	文化的景観	江戸時代から明治時代にかけて興隆した養蚕業を営んだ秋平地区（小平）の呼称。高窓と呼ばれる換気用の越屋根を乗せた養蚕民家が複数現存する。

10	養蚕信仰	未指定	無形の民俗	市域の養蚕農家では“蚕影様”が広く信仰されている。金屋地区（宮内、塩谷）などでは4月16日に蚕影山神社に参詣し下賜された札を蚕室に貼って祀った。
11	繭玉飾り	未指定	無形の民俗	農村では小正月（1月14～15日）に木の枝に団子をつけた繭玉飾りを家に飾る行事がある。作物の豊作や、養蚕の成功を祈願して飾ったものといわれる。
12	蚕蛹供養塔	未指定	歴史資料	生糸採取で処分される蚕蛹の供養として、製糸所や糸繭商により大正12（1923）年、大正院境内に建立。毎年5月28日に供養祭が行われたという。
13	つみっこ	未指定	無形の民俗	小麦粉の生地を「つみとる」ようにちぎって沢山の野菜と一緒に煮る郷土料理。養蚕や機織りが多忙な時に手早く作れ、栄養が取れるため重宝された。
14	本庄織物（本庄絁）	未指定 （県伝統的 手工芸品）	無形の民俗	農家の副業から始まったとされる太織りの絹織物。埼玉県伝統的手工芸品。近年はバッグ作りなど、伝統文化を現代に生かすための取組も行われている。

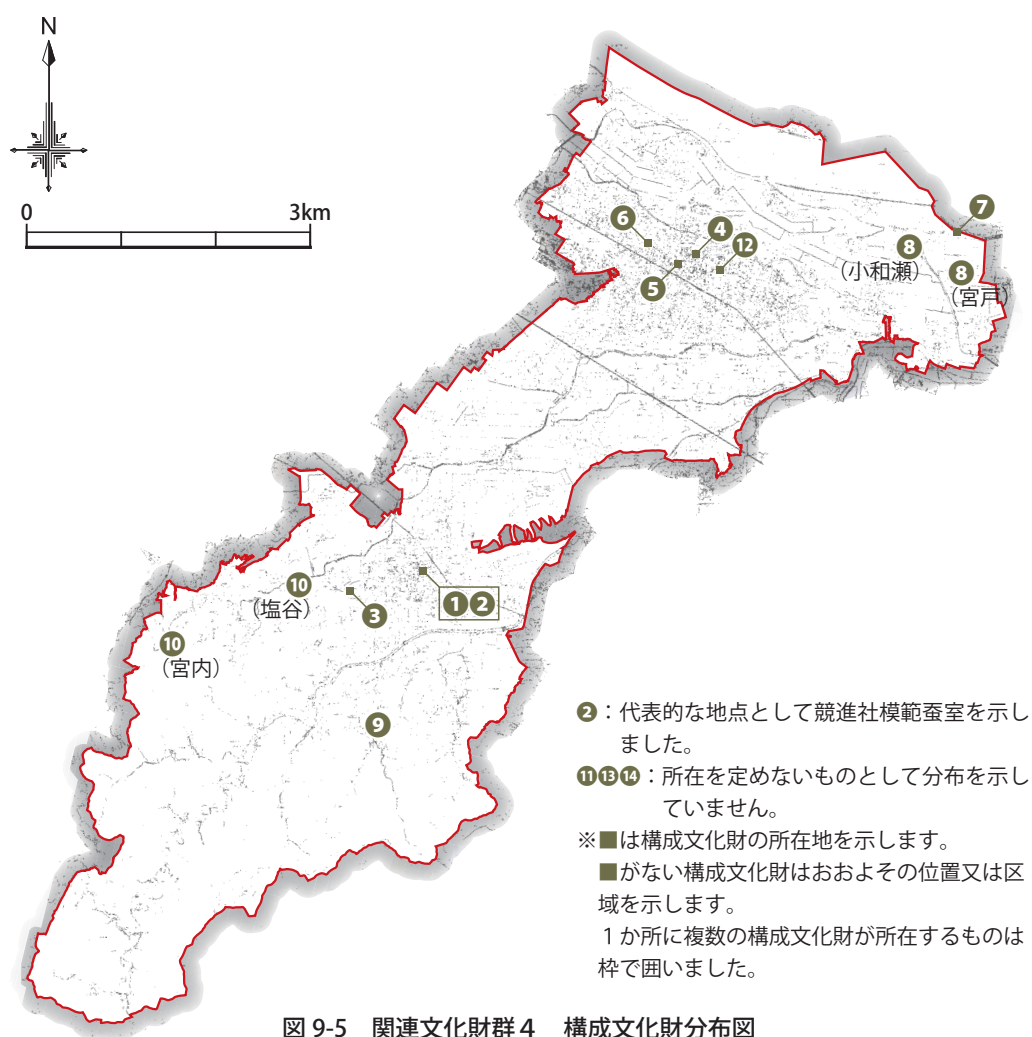


図 9-5 関連文化財群 4 構成文化財分布図

課題

- ・拠点施設の一つとして位置づけられる競進社模範蚕室について、保存修理や耐震補強が行われていません。
- ・競進社模範蚕室の来館者が減少傾向にあります。
- ・構成文化財ごとの活用は進められていますが、各文化財の連携が不足しています。養蚕や競進社といった共通する要素が強調できていません。
- ・埼玉県立児玉高等学校（旧埼玉県立児玉白楊高等学校）が収蔵する競進社模範蚕室関連資料が活用されていません。担当教諭が不在で資料散逸の危険性があります。

方針

- ・競進社模範蚕室の耐震補強工事を実施し、建物の安全性向上によって活用の幅を広げます。
- ・競進社模範蚕室の来館者を増やすため、企画展などの事業を実施します。
- ・競進社模範蚕室を中心とした市全体の養蚕の歴史を守り伝えるための活用方法を検討します。
- ・各文化財の相互連携（施設紹介・誘導・関連展示など）を強化します。
- ・埼玉県立児玉高等学校（旧埼玉県立児玉白楊高等学校）が収蔵する競進社模範蚕室関連資料について、管理体制を整備するとともに、定期的に特別公開する機会や場所を設けます。

措置

目的	事業番号	事業名	事業内容	事業計画期間			取組主体				財源	
				前期	中期	後期	行政	専門家 大学等	所有者 管理者	市民		団体
保存・継承	2-⑥-1	競進社模範蚕室耐震補強事業	競進社模範蚕室の見学者の安全確保に向けて、耐震補強工事を実施する。	■	■	■	◎	○				市費 国・県補助
魅力・学習・体験	3-④-2 3-⑧-3	競進社模範蚕室展示整備事業	競進社模範蚕室は、建物の構造や使い方の公開を主とし、養蚕の歴史を伝える展示については、展示施設の別途新設を含めてより良い形を検討・実施する。	■	■	■	◎	○				市費 国補助
体制・仕組み	4-⑧-1	教育機関と連携した活用事業	県立文書館、埼玉県立児玉高等学校（旧埼玉県立児玉白楊高等学校）と連携を図り、木村九蔵の資料を収集し、活用する。	■	■	■	◎	◎				市費

凡例 ◆事業番号 親番号と丸番号は第5～8章に前掲した措置の事業番号と整合し、最後の枝番号はその中の通し番号を示します。

◆事業計画期間 前期：令和5（2023）～令和7（2025）年度 中期：令和8（2026）～令和11（2029）年度
後期：令和12（2030）～令和14（2032）年度

◆取組主体 行政：本庄市（国、埼玉県との協働を含む） 市民：本庄市民
専門家・大学等：大学、博物館、研究者など 団体：保存活用支援団体、市民活動団体、
所有者・管理者：文化財の所有者・管理者・保護団体など 各種団体、協議会、企業など
◎：主として取り組む主体
○：協力して取り組む主体

関連文化財群5

本庄・児玉の地域祭礼 —奉納と娯楽の伝承—

目的

本庄・児玉の各地域で催される祭礼・奉納行事等に関する関連文化財群を設定し、これらの記録・伝承に取り組むとともに、地域コミュニティによる保存・継承を促し更なるにぎわいにつなげます。



写真 9-14 本庄まつり



写真 9-15 こだま秋まつり

ストーリー

本庄市各地では、春に豊作を祈り、夏に悪疫を祓い、秋に収穫に感謝し、冬は新年を祝うなど、一年を通して多彩な祭礼行事が催されます。

中でも、北関東随一と謳われる「本庄まつり」は、毎年11月2・3日に開催される本庄宿の総鎮守・金鑽神社の例大祭の附祭で、江戸時代から行われた記録を有しています。明治時代初期に旦那衆が江戸文化を取り入れて、附祭として山車の曳き回しを行うようになりました。現在曳行される山車は10台あり、うち8台は明治時代から大正時代に製作されたもので、市指定民俗文化財となっています。いずれも江戸型の人形山車で、人形座に人形を乗せ、高々とせり上げる形式です。

児玉市域市街地でも、八幡神社の例大祭の附祭として毎年11月3日に「こだま秋まつり」が開催され、附祭として屋台1台、山車3台の曳き回しが行われます。主産業であった養蚕に携わる商店主等を中心に、江戸型曳山祭礼を模して、秩父型屋台・江戸型山車が製作され、最盛期には計9台前後の屋台・山車が繰り出す北関東有数の曳山祭礼行事となりました。現在は明治10年代末から明治30年代半ばに建造された屋台1台、山車3台が現存し、市指定民俗文化財となっています。新町の屋台は、秩父型屋台の流れをくむ大型で豪華な屋台です。3台の山車はいずれも人形山車ですが、仲町の山車は、人形座の昇降機構を持つ江戸型山車と秩父型屋台の特徴を取り入れたもので、他の2台の山車は秩父型屋台の特徴を取り入れ、屋根上に人形座を設けた児玉型山車と呼べるものです。

各町の山車・屋台は、精巧な彫刻・漆塗り・金箔・彫金・華麗な文様の幕類で飾られた豪華絢爛なもので、本庄宿の発展や児玉地域の養蚕の隆盛を現在に伝えていきます。また、曳き回しの際に演奏されるお囃子は、各町によって異なる曲調が奏でられ、独特な祭情緒を醸し出します。このお囃子は楽器（太鼓、鉦、笛）とともに各町の保存会等によって管理・伝承が行われています。

なお、山車・屋台については、通常各町が管理する倉庫に保管されていますが、本庄の山車は、8月から10月と11月から1月にかけての本庄まつりの前後の時期に本庄市市民活動交流センター「はにぼんプラザ」で展示を行い、市民・来街者にその文化財価値を伝えています。

児玉郡から大里郡にかけての金鑽神社信仰圏の諸社には、金鑽神楽と称する神楽が分布しています。金鑽神楽は、宝暦年間（1751-1764）、金鑽神社に古くから伝わる神楽と大宮住吉神社（坂戸市）に伝わる神楽を融合し、改良を加えたものといわれています。旧来は神社ごとに特色のあるものが演じられたようですが、明治15（1882）年に遊芸取締令が公布され、神楽がその対象になると、神川町金鑽神社の主導により各神社の神楽に優雅さを加え、25座の演目を定めるなどの統一を図り、金鑽神社附属神楽として免許状を与えることで取締対象から逃れました。その後、各地への伝承や組織再編が図られた

結果、金鑽神社神楽組は計13組となり、このうち、本庄組・宮崎組・杉田組・太駄組・根岸組の5組が本市域で活動しています。

神仏への奉納を目的に行われる芸能として、獅子舞も挙げられます。多くは江戸時代に市内各地へ伝えられ、厄除け・雨乞い・五穀豊穡・悪魔祓いなどを目的に奉納されました。現在は、台町の獅子舞（県指定）、仁手諏訪神社の獅子舞、今井金鑽神社の獅子舞、吉田林の獅子舞、小平の獅子舞（以上：市指定）が文化財指定を受け、継承に向けた取組が行われています。中でも代表的な台町の獅子舞では歴代の獅子頭も保管されており、最も古いものが寛文8（1668）年、二代目が文政11（1828）年、三代目が昭和11（1936）年の製作で、現在は、昭和60（1985）年に制作されたものを使用しています。

児玉地域の山地・丘陵地においては、西小平と元田で万作が伝承され、市指定民俗文化財となっています。万作とは江戸時代末期～明治時代にかけて関東地方に流行した手踊芝居です。名称は「豊年満作」に由来し、村の若者たちによって始められたものが多く、村の貴重な娯楽として親しまれるとともに、春と秋の祭礼の際に踊が奉納されました。

これら本庄・児玉地域の祭礼は、地域の個性や市民同士のつながり、郷土愛を醸成するのに不可欠な存在であり、未来へ伝えていかなければならない重要な歴史文化といえます。また、舞や踊を伴う民俗芸能は、日々の練習によって地域コミュニティ内で伝承されてきたものであって、時代や世代を超えた市民の協働・連帯感・支え合いを生んできました。しかし、少子高齢化・人口減少が一層顕著となる現代においては、担い手不足が深刻化しており、休止を余儀なくされるものも出ています。人から人への伝承で受け継がれる無形の民俗文化財は、担い手が必要不可欠であり、長期間絶えると復活が困難になってしまいます。地域社会が一体となって伝統の灯火を絶やさぬよう受け継いでいくことが求められています。

構成文化財一覧

番号	名称	指定等区分	種別	概要
1	日本神社春祭り	未指定	無形の民俗	全国で唯一、「日本」の名が付いた神社。4月3日の春祭りでは、小平の獅子舞が奉納される。
2	小平の獅子舞	市指定	無形の民俗	元禄12（1699）年、皆野町に伝わった獅子頭を譲り受けたことが始まりとされる。厄除け、悪魔払い、雨乞いなどで舞われた。
3	西小平の万作	市指定	無形の民俗	西小平の万作は伊豆音頭の手踊りを基本とするもので、明治21（1888）年頃、美里町広木から伝えられた。最盛期は鑑札をとって各地で上演された。
4	産泰神社春季例大祭	未指定	無形の民俗	「安産の神様」として知られる産泰神社で、4月4日に行われる祭り。桜の咲く境内で、底がないひしゃくを奉納し、安産を願う習わし。
5	本庄祇園まつり	未指定	無形の民俗	八坂神社において疫病を追い払うため、獅子舞や神輿を担いだのが始まり。各町内の神輿が巡行するほか、台町八坂神社境内で獅子舞が奉納される。
6	本庄本町の神輿	市指定	有形の民俗	明和4（1767）年製作、翌年に市神例祭日に神輿渡御が行われた。現在の本庄祇園まつりでは、昭和5（1930）年に新調された神輿による渡御が行れ、本神輿は御仮舎に安置される。
7	台町の獅子舞	県指定	無形の民俗	寛文3（1663）年、大里郡榛沢村の生絹市場の定期市が本庄宿に移された記念に始まったとされる。現在まで毎年休むことなく奉納されている。
8	獅子頭（台町の獅子舞）	未指定	有形の民俗	台町の獅子舞で使用された過去3代の獅子頭（地元では龍頭と呼ぶ）が保管される。現在は4代目・昭和60（1985）年製作のものを使用する。
9	こだま夏まつり	未指定	無形の民俗	八幡神社末社である八坂神社の大祭にあわせて、9基の神輿が児玉地域市街地を練り歩く。通称「けんか神輿」と呼ばれる荒々しいぶつかり合いが見られる。

10	お姿流し	未指定	無形の民俗	7月31日、「夏越の大祓（なごしのおおはらえ）」。 金鑽神社の「茅の輪くぐり」をして無病息災を願い、 自分の身の穢れを形代に込めて水に流し去る行事。
11	仁手諏訪神社の獅子舞	市指定	無形の民俗	日下開山常陸角兵衛流といい、天明8（1788）年の 文書によると角兵衛流の元祖・高原喜八が来村して 流技を村民に伝授したとされる。
12	今井金鑽神社の獅子舞	市指定	無形の民俗	享保9（1724）年、社殿再建の際に奉納された獅子 舞が起源とされ、京都の神官が伝えたもので、京風 の雅楽や蹴鞠の仕草が取り入れられているという。
13	吉田林の獅子舞	市指定	無形の民俗	文政9（1826）年頃に始められた。当時は疫病の厄 払いと干ばつの際の雨乞い祈願のために舞った。
14	本庄まつり	未指定	無形の民俗	毎年11月2・3日に行われる本庄・金鑽神社の例大 祭の附祭。江戸時代から祭礼が行われた記録が残る。 明治時代以降、附祭として山車の曳き回しを行う。
15	本庄の山車 ●本庄宮本町の山車 ●本庄泉町の山車 ●本庄上町の山車 ●本庄照若町の山車 ●本庄七軒町の山車 ●本庄仲町の山車 ●本庄本町の山車 ●本庄台町の山車	●市指定	有形の民俗	明治時代初期の旦那衆が江戸文化を取り入れて、金鑽 神社例大祭の附祭として参加した。10台の山車のう ち8台が明治5（1872）年から大正13（1924）年ま でに建造、山車・人形の製作者が明らかである。4輪 台車の上に囃子座と人形座をのせる江戸型山車の形式 とする。人形座と人形が迫り出すカラクリを持つ。精 巧な彫刻や漆塗り、金箔や彫金、華麗な文様の幕類で 飾られる。
16	こだま秋まつり	未指定	無形の民俗	毎年11月3日に行われる児玉・八幡神社の例大祭の 附祭。祭典行事と、御神馬を伴う御神馬行列が巡行す る。附祭として屋台1台、山車3台の曳き回しを行う。
17	児玉の屋台・山車 ●児玉新町の屋台 ●児玉上町の山車 ●児玉仲町の山車 ●児玉本町の山車	●市指定	有形の民俗	江戸時代末期から明治時代、主産業の養蚕に携わる 商店主等を中心に、江戸型曳山祭礼を模して、秩父 型屋台・江戸型山車が製作された。最盛期には計9 台前後の屋台・山車が繰り出す北関東有数の曳山祭 礼行事となった。明治10年代末から明治30年代半 ばに建造された屋台1台、山車3台が現存する。
18	お囃子	未指定	無形の民俗	本庄まつり及びこだま秋まつりでは、屋台・山車を 曳き回す際に奏でお囃子が伝承されている。各町 によって曲調が異なり、独特な祭情緒を醸し出す。
19	金鑽神楽 ●金鑽神楽・本庄組 ●金鑽神楽・宮崎組 ●金鑽神楽・杉田組 ●金鑽神楽・根岸組 ●金鑽神楽・太駄組	●市指定	無形の民俗	児玉郡から大里郡の金鑽神社信仰圏の諸社に分布する 神楽。明治15（1882）年、遊芸取締令発布に伴い「金 鑽神楽」として統一が図られた結果、計13組の神楽 組に組織再編され、このうち、5組が本市に伝わる（現 在は根岸組が活動休止）。
20	高尾山だるま市	未指定	無形の民俗	1月2日に高尾山佛母寺で行われる新年恒例のだる ま市。新年の招福祈願。本堂では護摩が焚かれ、こ の煙をだるまにかけて、寺務所で片目を入れる。
21	元田の万作	市指定	無形の民俗	大正時代初期頃に榛澤（現深谷市）から伝えられた もので、村の若者達により始められ、貴重な娯楽と して親しまれた。現在は活動休止。
22	民俗芸能用具（楽器、 衣裳、採物など）	未指定	有形の民俗	囃子を奏でる楽器（太鼓・鼓・笛等）、演目に沿った 衣裳（着物・面・帽子等）、採物（鈴・鏡・鉾・扇・劔・ 弓矢等）が各保存会によって管理・伝承される。

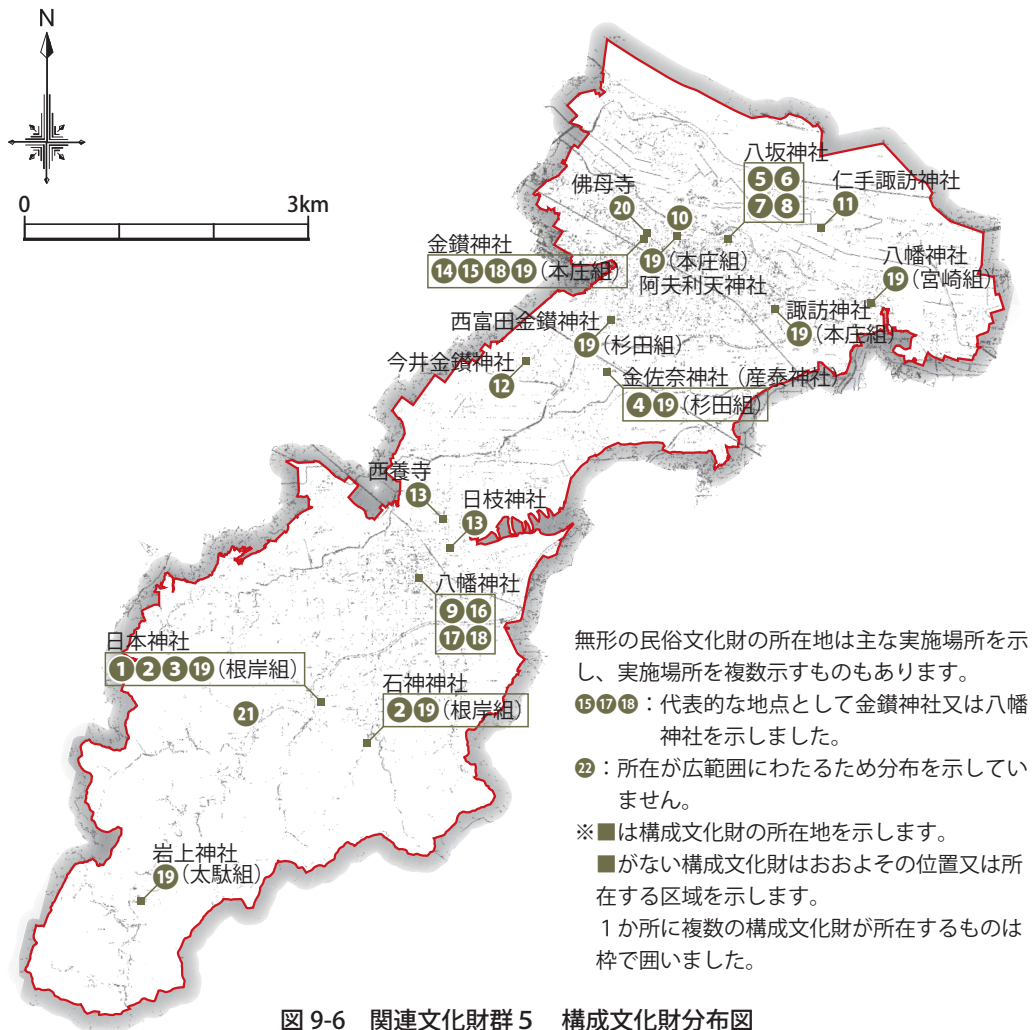


図 9-6 関連文化財群 5 構成文化財分布図

課題

- ・本庄まつりの文化財指定を市民が強く要望しているが、現時点で指定に必要な調査や資料整理が行われていません。
- ・複数ある山車・屋台の保存修理が計画的に行われていません。
- ・山車・屋台を保管する倉庫や付属品等に関する修理要望が相次いでいますが、補助範囲が明確でないため対応できていません。
- ・山車・屋台や道具類が防災・防犯上の観点から適切な保管状態にないものが見受けられます。
- ・少子高齢化に伴い、無形の民俗文化財の後継者不足や継承活動の衰退が生じています。
- ・公開を中止している、あるいは将来的に存続が危ぶまれる無形の民俗文化財があります。
- ・祭礼や公演など伝統行事への参加者が減少しています。若者や新住民の参加が少なく、後継者不足が懸念されます。
- ・無形の民俗文化財に触れる機会が限られているため、興味関心の創出機会が少なくなっています。
- ・祭礼や公演に必要な道具類を維持管理するための資金調達に苦慮が見られます。

方針

- ・本庄まつりに関して調査・研究し、指定の検討に必要な資料や調査結果を蓄積します。
- ・山車・屋台の計画的な修理に向けて、所有者と連携して優先順位を定めます。
- ・山車・屋台の付属品等に関する修理要望を整理するとともに、補助範囲を明確にします。
- ・山車・屋台や道具類の保管状況について把握を行い、必要な対策を整理します。
- ・無形の民俗文化財の保存・活用や後継者養成に関わる活動に対して、行政が支援する仕組みづくりを

推進します。後継者養成を保護団体のみに任せるのではなく、市の取組として考えます。

- ・無形の民俗文化財について、優先順位を判定した上で、順次、記録保存の措置をとるとともに、記録を公開資料としての有効活用を図ります。
- ・市民、団体との連携を図り、本庄まつりやこだま秋まつりをはじめとする祭りへの参加者増加を図ります。
- ・無形の民俗文化財について公演機会の増加を図り、伝統芸能が持つ歴史的・文化的価値や魅力を普及・啓発し、市民などの興味関心を高め担い手の確保につなげます。
- ・無形の民俗文化財に気軽に触れる場を設け、様々な人々を巻き込んだ文化財の保存に結び付けます。
- ・祭礼や公演を継続的に実施するための新たな資金調達的手法について検討を行います。

措置

目的	事業番号	事業名	事業内容	事業計画期間			取組主体					財源
				前期	中期	後期	行政	専門家 大学等	所有者 管理者	市民	団体	
調査・研究	1-④-1	本庄まつり調査・報告書作成事業	本庄まつりに関する調査を実施し、無形の民俗文化財としての価値についての報告書を作成する。	■	■	■	◎	○	○	○		市費
保存・継承	2-③-1	山車・屋台保存活用計画作成事業	山車・屋台の本質的価値を整理し、補助の指針を作成する。複数ある山車・屋台の保存修理の計画を定める。優先度の高いものから、保存修理事業に取り掛かる。	■	■	■	◎	○	◎			市補助
	2-④-1	山車・屋台保管施設改修事業	山車・屋台の持つ損・滅失・散逸等のリスクに対処するため、保管施設の改修又は耐震補強等を促す。	■	■	■	○		◎			市補助
	2-⑦-1	無形の民俗文化財後継者養成事業	無形の民俗文化財の保護団体が実施する後継者養成事業に対する助成、人的支援、応援体制を整備する。	■	■	■	○		◎			県・市補助
	2-⑧-1	無形の民俗文化財記録保存調査事業	地域の祭礼や芸能など、無形の民俗文化財について記録保存の措置を講じる。	■	■	■	◎	○	○			市費 国・県補助
防災・防犯	2-⑩-1 2-⑪-1	山車・屋台保管施設防災・防犯対策事業	山車・屋台保管施設に対し、防災・防犯設備等の設置状況について確認を行う。現状に則した防災設備が未整備のものについて、設置に関わる費用を補助する。	■	■	■	○		◎			市補助
魅力・拠点整備	3-③-4 4-⑧-2	祭りの活性化事業	文化財としての伝統を守りつつ、地域経済の活性化にもつながるような祭りの活用方法を地域との連携で生み出す。	■	■	■	◎			◎	◎	市補助
啓・蓄・継	3-⑨-1 3-⑩-1	無形の民俗文化財体験事業	無形の民俗文化財について、行事の意味や所作の解説を伴ったワークショップ等を行い、気軽に触れる場を創出する。	■	■	■	◎		◎		○	市費
体制・仕組み	4-⑨	資金調達の仕組みづくり	文化財保護基金の創設検討のほか、クラウドファンディングや企業版ふるさと納税など、公的補助以外の資金調達方法を検討する。	■	■	■	◎	○	○	○	○	市費

凡例 ◆事業番号 親番号と丸番号は第5～8章に前掲した措置の事業番号と整合し、最後の枝番号はその中の通し番号を示します。

◆事業計画期間 前期：令和5（2023）～令和7（2025）年度 中期：令和8（2026）～令和11（2029）年度
後期：令和12（2030）～令和14（2032）年度

◆取組主体 行政：本庄市（国、埼玉県との協働を含む） 市民：本庄市民
専門家・大学等：大学、博物館、研究者など 団体：保存活用支援団体、市民活動団体、
所有者・管理者：文化財の所有者・管理者・保護団体など 各種団体、協議会、企業など

◎：主として取り組む主体
○：協力して取り組む主体

関連文化財群6

塙保己一の里 — 塙保己一の足跡と功績 —

目的

本庄出身で全盲の国学者・塙保己一ゆかりの地・遺品等を関連文化財群にまとめ、顕彰活動を推進します。



写真 9-16 塙保己一旧宅



写真 9-17 塙保己一公園（塙保己一の墓）

ストーリー

塙保己一は、延享3（1746）年、武蔵国児玉郡保木野村の萩野家に生まれました。7歳の時に病が原因で失明しましたが、学問を志し、宝暦10（1760）年に15歳で江戸に出て雨富須賀一檢校に弟子入りし、盲人一座の「当道座」へ入門しました。天明3（1783）年、保己一は、38歳で檢校の位につきます。「檢校」とは、当道座における最上位で、当時は直参旗本と同等の身分として扱われました。文政4（1821）年、76歳で当道座の最高位である総檢校につき、同年9月に天命を全うしました。

保己一は、生涯を通じて、散逸するおそれのある貴重な文献を校正し次々と出版していきました。特に大きな功績として『群書類従』の編纂が挙げられます。安永8（1779）年から江戸幕府や諸大名・寺社・公家などの協力や門人の助けを得て全国の貴重な書物を集め、25の部に分類した大文献集で、文政2（1819）年に530巻・666冊が完成するまで41年間をかけた大事業となりました。保己一は『群書類従』が多くの人の手に渡るよう、版木に彫らせて印刷を可能としました。版木製作には莫大な費用が掛かり、資金の「借用証文」も残されています。

寛政5（1793）年には、幕府に土地拝借を願い出て国学の教育・研究の場として「和学講談所」を創設し、多くの弟子を育てました。生涯、自分と同じように障がいのある人たちの社会的地位向上のために全力を注いだのです。

金屋地区（保木野）には保己一の生家が現存し、国の史跡に指定されています。生家北側には、保己一が子どもの頃に遊び、母が保己一の病氣平癒を祈願した龍清寺が所在します。生家西側の塙保己一公園内には、保己一の墓と渋沢栄一題字による没後百周年記念碑が建つなど、保己一の足跡を知る上で貴重な遺構・資料が集まった地域となっています。また、アスピアこだま内の塙保己一記念館には、宝暦7（1757）年に死去した母の形見・手縫いの巾着、群書類従の版木、版木製作資金の「借用証文」など、350点余りの資料群（内98点が県指定有形文化財）を展示しています。

明治42（1909）年、保己一の業績と人物を広く伝えるために、曾孫の塙忠雄や渋沢栄一らによって東京都渋谷区に「温故学会」が設立されました。『群書類従』版木（国重要文化財）の保管、盲人福祉事業、各種啓発事業に現在まで努めています。昭和12（1937）年に米国大統領の平和親書を携えたヘレン・ケラーが来日した際には、「温故学会」への来訪や埼玉会館での講演において保己一に尊敬の意を表しています。

このほか、保己一は『群書類従』の版木製作において、なるべく20字×20行の400字詰に統一させました。これが現在の原稿用紙の基本様式となったという説があります。日本初の公認女性医師である萩野吟子は、医学校を優秀な成績で卒業したにも関わらず男尊女卑の壁に医師への道を閉ざされかけ

ていましたが、保己一がまとめた古代律令の解説書「^{りょうのぎげ}令義解」に女性医師に関する規定があり、吟子の開業試験の道を開きました。^{ぶんきゆう}文久元（1861）年に小笠原諸島の^{むら}帰属問題が持ち上がった際には、和学講談所の後継者である^{はなわじろう}塙保己一の息子・塙次郎が領土を証明する歴史資料を即座に提供したことで、小笠原諸島が国際的に日本の国土として認められました。塙保己一が遺した功績は、国や時代を越えて現代にも大きな影響を与え続けています。

構成文化財一覧

番号	名称	指定等区分	種別	概要
1	塙保己一旧宅	国指定	遺跡	盲目の国学者・塙保己一の生家。木造二階建、入母屋造茅葺。北武蔵地方の典型的な養蚕民家の形式を持つ。
2	『群書類従』	未指定	書跡・典籍	江戸時代後期に編集された古文獻の叢書。塙保己一が安永8（1779）年着手、門人の助けを得て、文政2（1819）年530巻666冊を刊行。版木は温故学会（東京都渋谷区）が保管しているが、一部の版木を本庄市が所蔵している。
3	塙保己一遺品及び関係資料	県指定	歴史資料	母手縫いの巾着、江戸へ出る際に使用したそうめん箱（お宝箱）、群書類従の版木、版木製作資金の「借用証文」など、350点余りの資料群（内98点が県指定有形文化財）。
4	塙保己一の奉納刀	未指定	歴史資料	天明3（1783）年、塙保己一が検校（けんぎょう）に就任した時に稲荷大明神（現在の御霊稲荷神社＝金屋地区（保木野））に奉納。糸巻き太刀拵えと呼ばれる形式の「飾り太刀」。
5	龍清寺	未指定	遺跡	塙保己一旧宅の北側にある寺院。保己一が子どもの頃に遊び、境内の不動堂では母が保己一の病氣平癒を祈願した。「三日月不動」とも呼ばれる。
6	保木野龍清寺のカヤ	市指定	植物	龍清寺境内に所在する龍が空に飛び上がるような形をした古木のカヤ。「飛龍のカヤ」とも呼ばれる。
7	實相寺	未指定	遺跡	保己一の生家である荻野家の菩提寺。父母供養のために保己一が奉納した燭台が遺される。本尊「木造阿弥陀三尊像」は県指定有形文化財。
8	塙保己一公園 ・塙保己一の墓 ・塙保己一没後百周年記念碑	未指定	歴史資料	保己一は文政4（1821）年永眠し、江戸四谷の安楽寺に埋葬された。明治31（1898）年に隣接する愛染院に改葬の際、墓の土を郷里に持ち帰り墓が建てられた。現在、墓は塙保己一公園内に移転し、隣には渋沢栄一題字の塙保己一没後百周年記念碑が建つ。



図 9-7 関連文化財群 6 構成文化財分布図

課題

- ・ 塙保己一旧宅の保存修理や耐震補強が行われていません。
- ・ 塙保己一旧宅は本市の塙保己一に関する文化財の中核的な存在ですが、現住建物のため積極的に活用できていません。
- ・ 塙保己一の様々な功績に対して、全国的な知名度が高いとはいえません。
- ・ 塙保己一記念館における情報発信が不足しています。また、情報発信する体制が整っていません。

方針

- ・ 塙保己一旧宅の保存修理や耐震補強の計画的な実施を検討します。
- ・ 塙保己一旧宅を中心とした周辺環境整備を推進します。
- ・ 塙保己一の人物史を体感できる活用と、功績をよりわかりやすく伝える顕彰活動を推進します。
- ・ 記念館の展示や活動を充実させ、郷土の偉人塙保己一の偉業について市の内外に強く発信します。
- ・ 埼玉三偉人（塙保己一・渋沢栄一・荻野吟子）の顕彰活動との連携を図り、全国的な知名度の向上を図ります。

措置

目的	事業番号	事業名	事業内容	事業計画期間			取組主体					財源
				前期	中期	後期	行政	専門家 大学等	所有者 管理者	市民	団体	
保存・継承	2-⑥-2	塙保己一旧宅耐震補強事業	塙保己一旧宅の保存活用計画を策定し、計画を実行に移す。				○	○	◎			市費 国・県補助
教育・学習・体験	3-⑧-4 4-⑩-1	塙保己一関連文化財活用整備事業	塙保己一の人物像や功績を広く周知するための関連文化財について、公開や普及啓発に向けた整備を実施する。				◎		○		◎	市費 国・県補助

凡例 ◆事業番号 親番号と丸番号は第5～8章に前掲した措置の事業番号と整合し、最後の枝番号はその中の通し番号を示します。

◆事業計画期間 前期：令和5（2023）～令和7（2025）年度 中期：令和8（2026）～令和11（2029）年度
後期：令和12（2030）～令和14（2032）年度

◆取組主体 行政：本庄市（国、埼玉県との協働を含む） 市民：本庄市民
専門家・大学等：大学、博物館、研究者など 団体：保存活用支援団体、市民活動団体、
所有者・管理者：文化財の所有者・管理者・保護団体など 各種団体、協議会、企業など
◎：主として取り組む主体
○：協力して取り組む主体

保存活用区域1

鎌倉街道上道 — 中世武家社会から近代化までの道のり —

目的

鎌倉街道上道を中心とした保存活用区域を設定し、児玉地域の市街地における中世～近代にかけての建造物、歴史資料、遺跡などを一体的に保存・活用し、町並み整備とまちづくりへ活かします。

概要

児玉地域の市街地の中でも JR 児玉駅の南西に広がる地域は、中世に鎌倉街道上道によって交通の要衝として栄えるとともに、雉岡城と城下町が築かれた歴史ある区域です。

児玉地域には、平安時代後期から鎌倉時代にかけて武蔵国で割拠した武士団の一つ・児玉党が本拠を置き、後に鎌倉街道と呼ばれる道を馬に乗って鎌倉幕府へ出仕し番役の勤めを果たしました。鎌倉街道は、鎌倉と関東諸国や信濃・越後・陸奥方面各地を結んだ道路の総称です。上道・中道・下道という3つの主要道があったとされ、児玉地域には上道が通過していました。鎌倉街道上道として定説化している道筋は、鎌倉から鎌倉七切通しの一つ化粧坂を越え、戸塚・瀬谷・町田・府中・所沢・日高・花園・児玉を経由して上州に入り、高崎を通過して碓氷峠を越え信濃に向かっていたとされ、信濃道などの呼称もあります。上道は鎌倉街道の中でも伝承がよく残っているため、歴史家・郷土史家による調査・研究によって道筋が明確にたどることが可能となっています。また、街道跡といわれる掘割状の遺構や、鎌倉街道の成立と同時期に造立が始まった板石塔婆（板碑）の現存をはじめ、多くの文化財を沿線部に伝えています。

戦国時代初期には、関東管領山内上杉氏によって鎌倉街道沿いの交通の要衝に雉岡城（別名：八幡山城）が築かれ、實相寺の移転、浄眼寺・東福院の開基、八幡神社の遷座をはじめ、城下町が整備されました。鎌倉時代から交通の要衝にあった当地は、戦乱の中で山内上杉氏から後北条氏・徳川氏へと統治が移り、関ヶ原合戦後に廃城となります。廃城となったのちの児玉の城下町は、近世には児玉街道（中山道脇往還）が整備されたことで、駅場の役を務めるとともに、六斎市が開かれにぎわいました。信仰の中心であった八幡神社は享保期（1716-1736）に壮麗な社殿が建築され、青銅製の鳥居が築造されています。境内には隨身門や能楽殿が建設され、文化の中心地でもありました。

近代以降、蚕種や生糸が輸出の主要産品として注目されると、埼玉県の養蚕業が盛んになり、高い収繭高を目指して養蚕を学ぶ人が増加しました。これに応じて、養蚕改良とその伝習・教育に生涯を捧げた木村九蔵は、明治17（1884）年、児玉町に児玉養蚕伝習所を開設しました。児玉町は、養蚕改良の中心地となり、日本の養蚕業の発展に大きな役割を果たします。明治27（1894）年には、競進社蚕業伝習所内に近代的な養蚕の教育施設として競進社模範蚕室を建築しました。蚕の飼育が最も適した条件で行えるよう、採光・通風・温度調節・作業効率などに工夫を凝らした蚕室で、以後の養蚕民家の模範となった建物です。

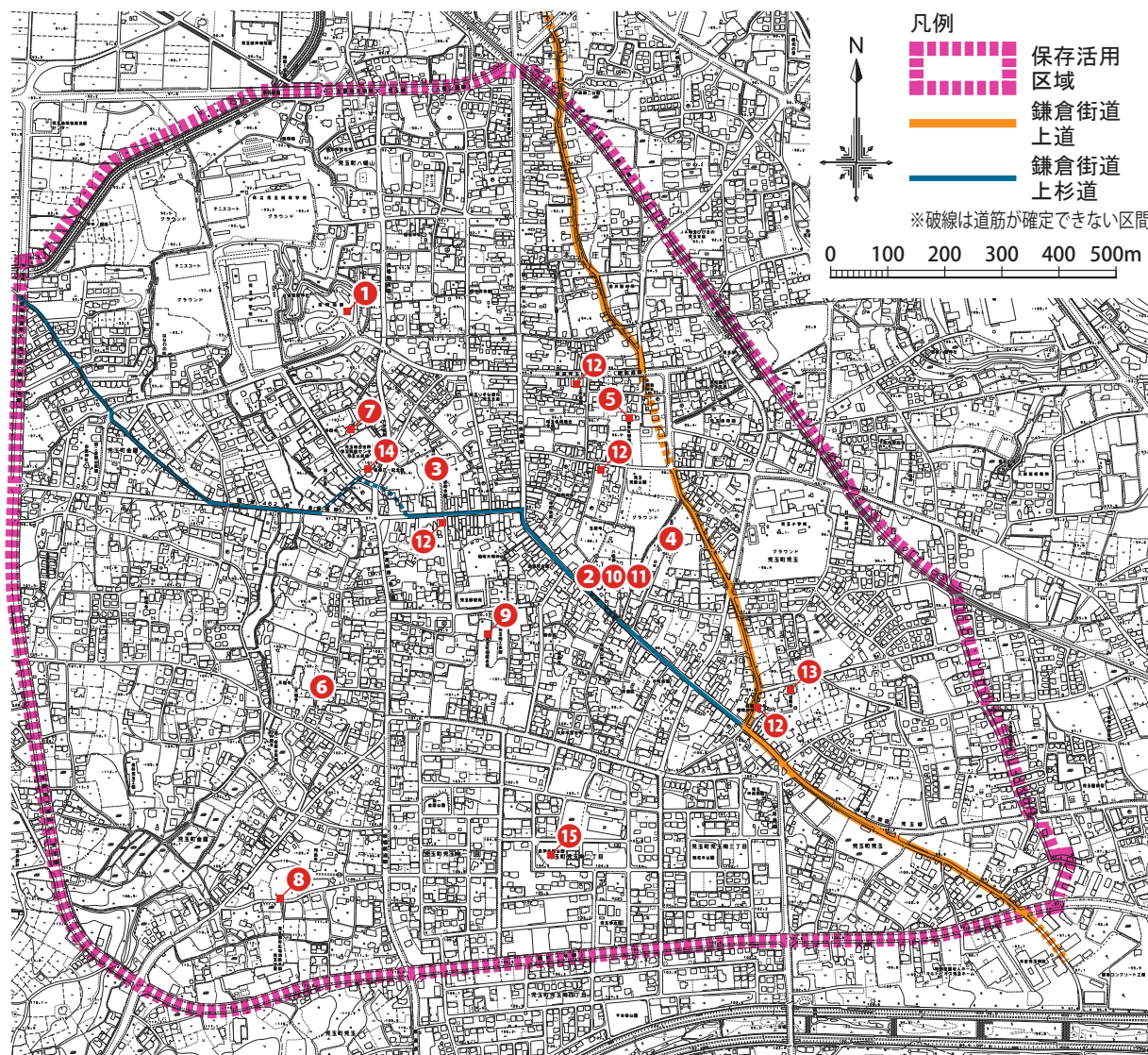
このほか域内には、金屋地区で活躍した近世鋳物師の代表的な作品（天龍寺の銅鐘）や、近世～近代にかけて児玉地域が輩出した偉人ゆかりの地（句碑・筆塚・墓地など）、近代最大の農民蜂起「秩父事件」に関する遺構など地域の歴史を伝える資料が現存しています。昭和3（1928）～9（1934）年、児玉町水道施設工事の一環で建設された児玉町旧配水塔は、町の発展や近代化の面影を現在に伝えています。また、児玉地域の各町が誇る山車・屋台が曳行するこだま秋まつりをはじめとした様々な伝統行事の舞台でもあります。

児玉地域の市街地は、鎌倉街道上道を中心とした武家社会の歴史文化を基盤とし、近世以降は雉岡城の廃城に伴って鎌倉街道に重なる形での児玉街道（中山道脇往還）の整備によって、近代においては地域産業（特に養蚕改良）の中心地として発展を遂げました。中世から近代にかけてのまちの変遷を示す様々な時代・類型の文化財が集積し、地域一帯の歴史文化の縮図をあらわす区域の一つとして総合的・一体的な保存・活用が必要です。

域内にある文化財

番号	名称	指定等区分	種別	概要
1	雉岡城跡	県指定	遺跡	戦国時代初期、関東管領山内上杉氏により鎌倉街道沿いの交通の要衝に築かれた。別名：八幡山城。後北条氏、徳川氏の支配を経て、関ヶ原合戦後に廃城となった。
2	八幡神社の文化財 ◎八幡神社社殿及び銅製鳥居 ●八幡神社隨身門 ●八幡神社能楽殿 ●八幡神社の日清戦争絵馬 ●八幡神社の能装束・能面 ●八幡神社の高札場 ●八幡神社のヤブツバキと社叢林 ・医師中神良甫の筆塚 ・芭蕉句碑 ・川村碩布句碑 ・俳句奉額、相撲奉額	◎県指定 ●市指定 ・未指定	建造物 歴史資料 有形の民俗 遺跡 植物 (歴史資料) (有形の民俗)	源義家が奥州征討の戦勝を祈願し、康平6(1063)年、奥州平定の帰途に八幡宮を勧請したと伝わる。戦国時代初期、雉岡城築城に伴い八幡山から現在地に移転、江戸時代には八幡山町及び児玉町と近郷16か村の総鎮守として信仰された。社殿及び銅製鳥居、隨身門、能楽殿(建造物)、日清戦争絵馬、能装束・能面(美術工芸品)、高札場(遺跡)、ヤブツバキと社叢林(植物)などの指定文化財を所有・管理する。また、境内には眼科医・中神良甫の筆塚、芭蕉句碑、俳人・川村碩布句碑、俳句奉額、相撲奉額などの未指定文化財も所在し、児玉地域における文化財の集積地となっている。
3	實相寺の文化財 ◎木造阿弥陀三尊像 ●實相寺阿弥陀一尊種子板石塔婆 ・医師中神良甫の墓	◎県指定 ●市指定 ・未指定	彫刻 歴史資料 (遺跡)	塙保己一の生家である荻野家の菩提寺。鎌倉時代中期頃の製作と推定される阿弥陀三尊像、文永2(1265)年銘の板石塔婆、眼科医として医療に功績を残し、蓬源堂という寺子屋を開いた中神良甫の墓が所在する。
4	玉蓮寺の文化財 ●玉蓮寺釈迦一尊種子板石塔婆 ・日蓮聖人御足洗の井戸 ・俳人久米逸淵自建の墓、句碑	●市指定 ・未指定	歴史資料 (遺跡)	嘉元2(1304)年造立の板石塔婆は、児玉党の一族・児玉時国の供養塔との伝承がある。門前には日蓮が足を洗ったとされる井戸があり、墓地には児玉出身の俳人・久米逸淵自建の墓と句碑が所在する。
5	競進社模範蚕室	県指定	建造物	養蚕技術の改良に一生を捧げた木村九蔵が、明治27(1894)年に児玉町の競進社蚕業伝習所内に建築。我が国の近代的養蚕業発展に関わった貴重な遺構。
6	◎天龍寺の銅鐘 ・天龍寺山門	◎県指定 ・未指定	美術工芸品 (建造物)	天龍寺の銅鐘は、金屋鋳物師の代表的な作品の一つ。鋳造は宝永8(1711)年で、鋳物匠工の倉林太左衛門金貞・同茂左衛門金珍の名を刻む。山門二階に吊られる。
7	本庄普一墓 (浄眼寺)	未指定	遺跡	浄眼寺は延徳年間(1489-1492)雉岡城主・夏目豊後守定基による再興とされ、医師(眼科・内科・外科)で日本蘭学の祖、本庄普一の墓地が所在する。
8	秩父事件供養塔 (円通寺)	未指定	歴史資料	近代最大の農民蜂起「秩父事件」の死者供養塔。明治17(1884)年児玉町を目指した秩父蜂起軍を高崎鎮台が鎮圧、円通寺が病院・埋葬地となった。
9	児玉町旧配水塔	国登録	建造物	昭和3(1928)～9(1934)年、児玉町水道施設工事の一環で建設。揚水用ポンプ室と筒形高架水槽からなる。旧児玉町内5,000人に水道水を供給した。
10	こだま夏まつり	未指定	無形の民俗	八幡神社末社である八坂神社の大祭にあわせて、旧町内から9基の神輿が繰り出し、児玉地域市街地を繰り歩く。「八坂の祇園祭」とも呼ばれる。
11	こだま秋まつり	未指定	無形の民俗	毎年11月3日。児玉・八幡神社の例大祭の附祭。祭典行事と、御神馬を伴う御神馬行列の巡行に加え、屋台1台、山車3台の曳き回しを行う。
12	児玉の屋台・山車 ●児玉新町の屋台 ●児玉上町の山車 ●児玉仲町の山車 ●児玉本町の山車	●市指定	有形の民俗	江戸時代末期から明治時代、主産業の養蚕に携わる商店主等を中心に、江戸型曳山祭礼を模して、秩父型屋台・江戸型山車が製作された。最盛期には計9台前後の屋台・山車が繰り出す北関東有数の曳山祭礼行事となった。明治10年代末から明治30年代半ばに建造された屋台1台、山車3台が現存する。

13	法養寺の文化財 ●法養寺木造延命地藏尊坐像 ●法養寺の鰐口	●市指定	彫刻 工芸品	法養寺は鎌倉街道上道と上杉道の分岐地点に位置する。鎌倉時代の製作と推定され、古くから信仰を集めた延命地藏尊や、天文2年(1533)銘を持つ鰐口が所在する。
14	塙保己一遺品及び関係資料	県指定	歴史資料	塙保己一の遺品や関係資料98点。母手縫いの巾着、保己一が江戸へ出る際に使用したそうめん箱(お宝箱)、借用証文や告文、愛用の道具類などがある。
15	長沖32号墳	市指定	遺跡	総数200基を超える県内最大規模の長沖・高柳古墳群(県選定重要遺跡)の一角を占める前方後円墳。6世紀中頃に築造された古墳と考えられている。



⑩⑪：代表的な地点として八幡神社を示しました。
 ※■は域内にある文化財の所在地を示します。
 ■がないものは複数の文化財が所在するおおよその位置を示します。

図9-8 保存活用区域1 設定区域及び域内にある文化財分布図

課題

- ・未指定の歴史的建造物(町家・土蔵など)の解体増加や老朽化による倒壊が危惧されています。この結果、児玉の市街地の歴史的景観が失われつつあります。
- ・雉岡城跡の遺構確認のための調査が滞っているため、価値の向上が図られていません。
- ・雉岡城跡の史跡としての保存と活用の指針が定まっています。
- ・拠点施設の一つとして位置づけられる競進社模範蚕室について、保存修理や耐震補強が行われていません。
- ・雉岡城跡の敷地は水がたまりやすく、長く環境整備について市民から改善を求める意見が多く寄せられています。
- ・鎌倉街道上道について、道筋をわかりやすく示し、楽しく散策できるような案内・解説が不足しています。
- ・電柱・電線をはじめ、後年に整備された建築物や構造物が、町並みの景観やこだま秋まつりにおける山車・屋台の曳行を阻害しています。

方針

- ・鎌倉街道上道一帯が持つ町並みとしての価値を明らかにします。
- ・雉岡城跡の遺構確認のための調査を実施し、価値の向上と明確化を図ります。調査の成果を公開するとともに、今後の保存と活用を図ります。
- ・雉岡城跡の保存・活用に向けて、文化財(史跡)としての保存・景観の回復と、桜の名所として親しまれてきた市民の憩いの場としての活用を両立した指針を定めます。
- ・競進社模範蚕室の保存修理・耐震補強工事を実施することで、建物の安全性を向上し、活用の幅を広げます。
- ・雉岡城跡における排水不備の原因を明らかにし、史跡としての保存と活用を両立した整備を進めます。
- ・鎌倉街道上道一帯の案内・解説を見直し、地域の歴史に関する来街者の興味・関心を創出します。
- ・八幡神社の祭礼行事とその附祭の舞台でもある町並みの景観改善を図ります。

措置

目的	事業番号	事業名	事業内容	事業計画期間			取組主体					財源
				前期	中期	後期	行政	専門家 大学等	所有者 管理者	市民	団体	
調査・研究	1-②-1 1-③-1	鎌倉街道上道町並み調査事業	鎌倉街道上道一帯に所在する未指定の歴史的建造物等の把握調査を実施する。特徴的な建造物については、詳細調査を実施し、文化財の指定・登録を推進する。	■	■	■	◎	○	○	○		市費
	1-④-2	雉岡城跡遺構調査事業	雉岡城跡の遺構確認のための調査を実施し、保存・活用の基礎資料とする。	■	■	■	◎	○				市費 県補助
保存・継承	2-③-2	雉岡城跡保存活用計画策定事業	雉岡城跡の保存活用計画を策定し、計画を実行に移す。	■	■	■	◎	○				市費 県補助
	2-⑥-1	競進社模範蚕室耐震補強事業	競進社模範蚕室の見学者の安全確保に向けて、耐震補強工事を実施する。	■	■	■	◎	○				市費 県補助
教育・学習・体験	3-⑧-5	雉岡城跡排水問題調査・整備事業	雉岡城跡の排水不備の原因を調査・特定し、文化財価値に影響のない方法による排水整備を行う。	■	■	■	◎	○				市費 県補助
	3-⑧-6	鎌倉街道上道町並み環境整備事業	鎌倉街道上道における歴史的景観の改善を図る。歴史的建造物や町並みの保存・美装化を促す。鎌倉街道上道の道筋と周辺文化財を解説する案内板を整備する。	■	■	■	◎	○	○	○	○	市費 国補助
	3-⑧-7	鎌倉街道上道電線地中化事業	鎌倉街道上道の町並みやこだま秋まつりの山車・屋台をより綺麗に見せるために電線の地中化を図る。	■	■	■	◎				◎	市費 国補助

凡例 ◆事業番号 親番号と丸番号は第5～8章に前掲した措置の事業番号と整合し、最後の枝番号はその中の通し番号を示します。

◆事業計画期間 前期：令和5（2023）～令和7（2025）年度 中期：令和8（2026）～令和11（2029）年度
後期：令和12（2030）～令和14（2032）年度

◆取組主体 行政：本庄市（国、埼玉県との協働を含む） 市民：本庄市民 ◎：主として取り組む主体
専門家・大学等：大学、博物館、研究者など 団体：保存活用支援団体、市民活動団体、各種団体、協議会、企業など ○：協力して取り組む主体
所有者・管理者：文化財の所有者・管理者・保護団体など

保存活用区域2

中山道本庄宿 一城下町から宿場町・繭市場への発展一

目的

本庄宿を保存活用区域に設定し、城下町としての名残、宿場町や繭市場としての興隆を示す建造物、歴史資料、遺跡などを一体的に捉え、町並み整備とまちづくりへ活かします。

概要

本庄地域の市街地の中でも JR 本庄駅北側の地域は、弘治2（1556）年、武蔵武士児玉党の後裔・本庄実忠が築城した本庄城の城下町を基盤とするもので、本庄城跡をはじめ、築城に際して植えられた古木、歴代城主に関わる社寺などがその名残を示しています。

江戸時代以降になると、この地域は中山道の宿場町・本庄宿として発展しました。慶長8（1603）年、徳川家康が征夷大將軍に任官し江戸幕府が創立されると、江戸と京都・大坂などを結ぶ交通網の整備は領国経営の上でも重要な施策となり、慶長9（1604）年には日本橋を起点と定め、政治的・軍事的に重要な5つの街道を幕府直轄としました。幕府安泰・江戸防衛を目的として街道の要所に関所を置いて通行人を取締り、朱印状によって各宿場に伝馬の常備を義務付け、宿場や一里塚の設置などの整備が行われ、道は拡幅をはじめ、砂利や砂等を敷いて路面を固めたり、並木を植えるなど通行者の便宜が図られました。これが、後に「五街道」と称される東海道、日光街道（日光道中）、奥州街道（奥州道中）、中山道、甲州街道（甲州道中）の整備です。このうち、中山道は江戸日本橋から内陸を經由して高崎・下諏訪・妻籠を経て草津に至り、草津追分以西は京都三条大橋に至る街道で、道筋には江戸から草津までの間に67の宿場が、これに草津・大津を加えて合計69の宿場が設けられました。

本庄宿は、江戸から22里（約88km）、10番目に位置した中山道における武蔵国最後の宿場であり、利根川水運の集積地としての経済効果もあいまって、旅籠・商店などが立ち並ぶ中山道最大規模の宿場として大いににぎわいました。天保14（1843）年の「中山道宿村大概帳」によれば、家数1,212軒、うち本陣2軒、脇本陣2軒、旅籠70軒、宿内人口4,554人を誇ったとされます。

現在は、宿場に置かれた二つの本陣の一つである田村本陣の門、街道整備に伴って遷座された金鑽神社のほか、開善寺には本庄城主の小笠原信嶺夫妻とその後を継いだ小笠原信之の墓、安養院には本堂・山門・総門のほか江戸時代末期に料亭紅葉屋を営み、交流を持った文人墨客達の遺墨を刻んだ小倉家の墓碑群などが所在し、中山道の歴史と文物の交流を伝えています。

また、江戸時代以降の本庄市域にはいくつかの繭市場が開かれ、本庄宿もそのうちの一つとして繭・生糸の取引が盛んに行われました。明治時代以降も養蚕の隆盛とともに取引量が増大し、かつて本庄宿として栄えた中山道沿いの地域は、繭の一大集散地として発展しました。発展の背景には、明治5（1872）年の官営富岡製糸場の開設による影響もあり、同所長・尾高淳忠が原料繭の仕入れのために本庄に出張し、開善寺を借り受け、生繭の買付場としたことが本格的な繭市場の始まりとされています。明治16（1883）年には日本鉄道本庄駅が開業し、路線の延長によって信州地域の製糸会社の進出が進み、より一層市場がにぎわいました。

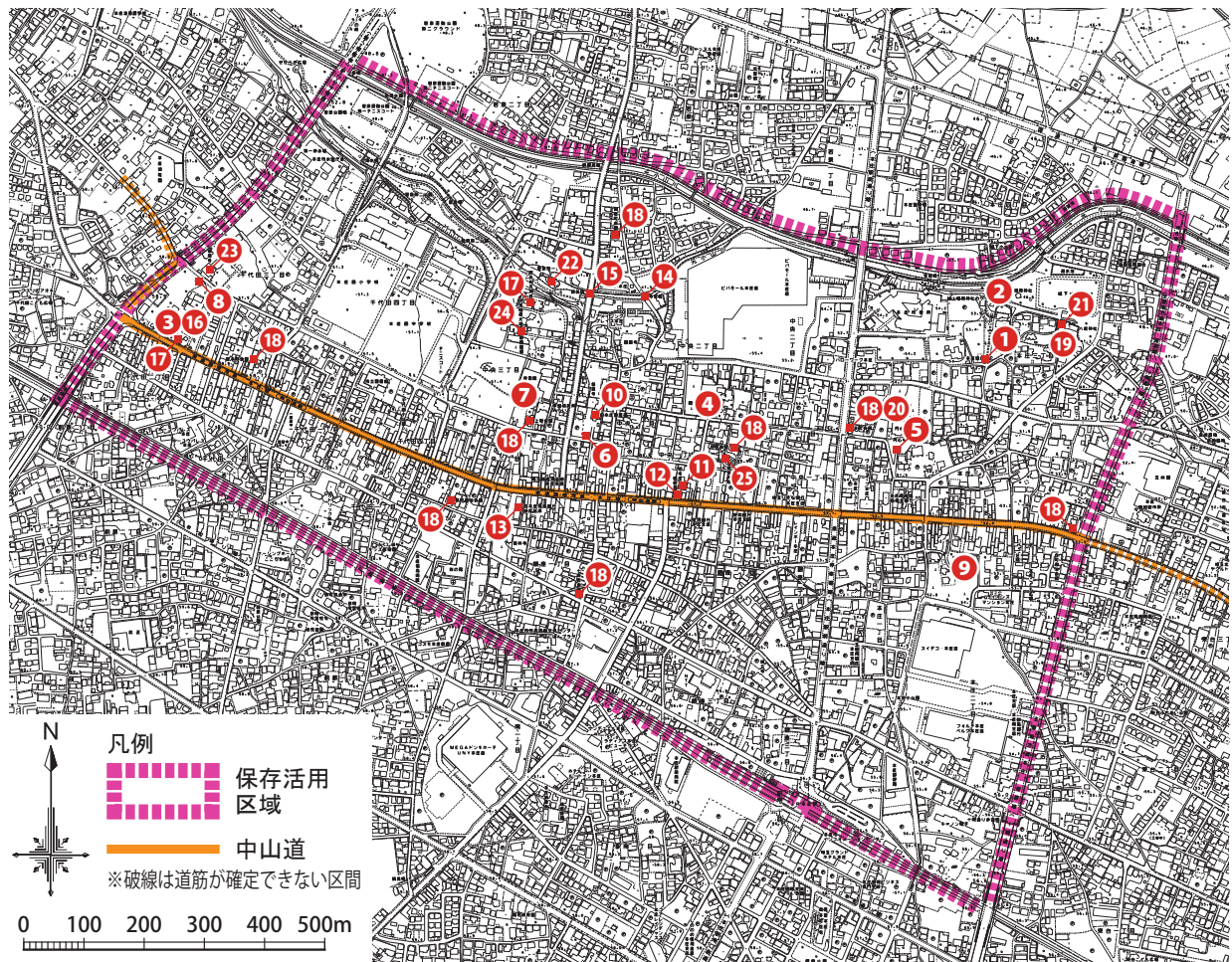
近代に繭の集散地として栄えた結果、中山道沿いには西洋様式を取り入れた建築が建てられました。旧本庄警察署・諸井家住宅・旧本庄仲町郵便局・旧本庄商業銀行煉瓦倉庫といった指定等文化財のほか、未指定の建築物にも現存するものがあります。このほか交通の利便性を図るために整備された近代的な橋などが点在しており、近代の様相を現在に伝えています。また、特に町の拡大が進んだ18世紀以降は火災被害が度重なったことを背景に防火建築（煉瓦造・土蔵造・卯建）が普及した様子もうかがえます。

中山道沿いの地域は、本庄城の城下町を基盤に、中山道の整備や利根川水運に伴う人・物・文化が集積する宿場として江戸時代を通じて発展し、近代における絹産業の発展により興隆を極めました。中世から近代にかけてのまちの発展の経過を示す文化財が現存・集積しており、また、中山道沿いに位置する10町が誇る山車が曳行する本庄まつりなど市民による伝統行事の舞台でもあります。この地域は、現在も本市の文化的中心地の一つとして歴史的景観を後世に伝える役割を担っています。

域内にある文化財

番号	名称	指定等区分	種別	概要
1	本庄城跡	市指定	遺跡	弘治2(1556)年、武蔵武士児玉党の後裔・本庄実忠が築城、小田原北条氏、小笠原氏が城主となったのち、慶長17(1612)年、小笠原氏が下総国へ転封となり廃城。
2	城山稲荷神社の文化財 ◎城山稲荷神社のケヤキ ●城山稲荷神社のヤブツバキ	◎県指定 ●市指定	植物	城山稲荷神社に所在するケヤキとヤブツバキは、いずれも弘治2(1556)年に本庄実忠が本庄城を築城した際に植えられたものとされる。ケヤキの樹齢はおよそ460年と推定され、関東でも有数の古木。ヤブツバキは、西本庄の地より椿稲荷を現在地に移したことに因んだものと伝わっている。
3	金鑽神社の文化財 ◎本庄金鑽神社社殿 ◎金鑽神社のクスノキ ●本庄金鑽神社大門 ●小笠原忠貴筆建立祈願文 ●本庄金鑽神社のカヤ	◎県指定 ●市指定	建造物 古文書 植物	古代から中世にかけて武蔵武士の児玉党が氏神として信奉した。弘治2(1556)年に本庄城を築いた本庄実忠により勧請され、後の城主・小笠原信嶺により本庄領の総鎮守とされた。中山道整備に伴い現在地に移されたとされ、寛永16(1639)年、小笠原忠貴(政信)による社殿寄進の祈願文が残っている。現存する社殿は、本殿：享保9(1724)年、幣殿：嘉永3(1850)年、拝殿：安永7(1778)年の建築で、幣殿格天井には武正南廬や小倉紅於ら郷土の画家・絵師による花鳥画が画かれている。他に同社別当寺・金鑽山威徳院白蓮寺の総門だった大門やクスノキ・カヤなどの指定等文化財が所在する。
4	開善寺の文化財 ◎絹本着色清拙正澄画像 ●紙本着色武田信玄公画像 ●開善寺境内絵図 ●開善寺の御朱印箱 ●小笠原信嶺夫妻の墓 ●小笠原信之の墓	◎県指定 ●市指定	歴史資料 遺跡	開善寺は武田信玄の甥・球山宗温禅師の開山で、信州松尾の開善寺を開山した清拙正澄の頂相や信玄の肖像画が伝わる。また、本庄城主小笠原氏の菩提寺で、小笠原信嶺夫妻・小笠原信之の墓が所在する。小笠原氏が下総国古河へ転封後も本庄宿で格式高い寺院として位置づけられ、家光以降歴代将軍家より賜った朱印状を納めた箱や現在の5倍近い寺域を示す境内絵図が残る。 なお、近代においては、富岡製糸場所長・尾高惇忠が原料繭の仕入れのために本庄に出張した際、同寺を借り受けて生繭の買付場としたことが、本庄宿の繭市場の始まりとされる。
5	円心寺山門	市指定	建造物	本庄城主・小笠原信之が実父・酒井左衛門尉忠次の冥福を祈るために慶長8(1603)年建立。山門は天明年間(1781-1789)の建立と伝わっている。
6	田村本陣の門	市指定	建造物	本庄宿に二つ所在した本陣のうち北本陣と呼ばれた田村本陣の門。旧来の所在地から現在の旧本庄警察署の前に移築された。
7	安養院の文化財 ●安養院本堂・山門及び総門 ●小倉家の墓碑群	●市指定	建造物 遺跡	本堂は寛政2(1790)年再建で、市内に現存する寺院建築で最大規模を持つ。山門は元禄15(1702)年、総門は享保元(1716)年に再建された。江戸時代末期に料亭紅葉屋を営んだ小倉家の墓地があり、交流を持った文人墨客達の遺墨を刻んだ墓碑群が所在する。
8	茂木小平翁頌徳碑	市指定	歴史資料	茂木小平は天保7(1836)年上仁手村生まれ。青年期に江戸で漢学を修め、利根川上組蚕種製造組合頭取や仁手村長を務めるなど行政・産業面で活躍した。
9	大正院の文化財 ●大正院の不動剣 ・蚕蛹供養塔	●市指定 ・未指定	工芸品 歴史資料	大正院の不動剣は、不動堂建立の際に奉納されたもので、幕末から明治時代にかけて本庄宿で活躍した刀鍛冶・長谷部若狭守國治の作。境内には、大正12(1923)年に製糸所や糸繭商が建てた、生糸採取で処分される蚕蛹の供養塔が所在し、蚕糸業で繁栄した中山道の様子を今に伝える。
10	旧本庄警察署	県指定	建造物	明治16(1883)年に建設されたコリント式オーダーの柱を持つ洋風建築。昭和10(1935)年の新庁舎建設・移転まで使用され、その後は様々な施設として利用された。

11	諸井家住宅	県指定	建造物	明治時代初期の近代郵便発足にあたり取締役を務めた旧家。秩父セメント創始者：恒平、書家：春畦、旧西武・秩父鉄道役員：四郎、外交官：六郎などを輩出。
12	旧本庄仲町郵便局	国登録	建造物	昭和9（1934）年建設の郵便局舎。外観はスクラッチタイル張りの看板建築で、側壁に防火の煉瓦壁を廻す。内部は漆喰塗りで当時の照明器具も現存。
13	旧本庄商業銀行煉瓦倉庫	国登録	建造物	本庄商業銀行の担保用繭の倉庫として明治29（1896）年に建築。中山道沿いが繭の集散地としてにぎわった様子を今に伝える貴重な煉瓦造建造物。
14	寺坂橋	国登録	建造物	中山道から山王堂河岸（利根川舟運）を結ぶ幹線道路であった旧伊勢崎道に架けられた石造アーチ橋。現在使用される道路橋としては県内最古のもの。
15	賀美橋	国登録	建造物	大正15（1926）年、元小山川に架けられた鉄筋コンクリート桁橋。伊勢崎新道の開設に際し架橋され、生糸・織物業関係者の通行改善が図られた。
16	本庄まつり	未指定	無形の民俗	毎年11月2・3日に行われる本庄・金鑽神社の例大祭の附祭。江戸時代から祭礼が行われた記録が残る。明治時代以降、附祭として山車の曳き回しを行う。
17	金鑽神楽本庄組	市指定	無形の民俗	江戸時代から続く太々神楽で、金鑽神楽13組の一つ。文政8（1825）年の免許状が残されている。金鑽神社、阿夫利天神社、諏訪神社で奉納される。
18	本庄の山車 ●本庄宮本町の山車 ●本庄泉町の山車 ●本庄上町の山車 ●本庄照若町の山車 ●本庄七軒町の山車 ●本庄仲町の山車 ●本庄本町の山車 ●本庄台町の山車	●市指定	有形の民俗	明治時代初期の旦那衆が江戸文化を取り入れて、金鑽神社例大祭の附祭として参加した。10台の山車のうち8台が明治5（1872）年から大正13（1924）年までに製作された。山車・人形の製作者が明らかである。4輪台車の上に囃子座と人形座をのせる江戸型山車の形式とする。人形座と人形が迫り出すカラクリを持つ。精巧な彫刻や漆塗り、金箔や彫金を持ち、華麗な文様の幕類で飾られる。
19	本庄祇園まつり	未指定	無形の民俗	八坂神社で疫病を追い払うため、各町内の神輿が巡行するほか、境内で獅子舞が奉納される。現在は海の日直前の土日に開催。
20	本庄本町の神輿	市指定	有形の民俗	明和4（1767）年製作。本庄祇園まつりの神輿渡御で用いられた。現在は、昭和5（1930）年に新調された神輿による渡御が行れ、本神輿は御仮舎に安置される。
21	台町の獅子舞	県指定	無形の民俗	寛文3（1663）年に台町八坂神社の氏子有志が奉納を始めた。寛文8（1668）年以降、歴代の獅子頭も保管される（現在は昭和60（1985）年製作の4代目を使用）。
22	お姿流し	未指定	無形の民俗	金鑽神社の「茅の輪くぐり」をして無病息災を願い、神社の飛地の若泉公園（元小山川）において、自分の身の穢れを形代に込めて水に流し去る行事。
23	高尾山だるま市	未指定	無形の民俗	1月2日に高尾山佛母寺で行われる新年恒例のだるま市。露店にはだるまのほか招き猫や干支人形などが並び多くの人でにぎわう。
24	普寛上人の墓 （普寛霊場）	市指定	遺跡	普寛上人は天台宗修験者。木曾御嶽山を開山した。享和元（1801）年本庄宿で死去・埋葬、大正11（1922）年に霊堂・墓地を現在地に移転した。
25	仲町愛宕神社のケヤキ	市指定	植物	仲町愛宕神社は、古墳の上に祀られており、ケヤキは社殿に至る石段の左手に御神木として所在する。



- 16：代表的な地点として金鑽神社を示しました。
- 19：代表的な地点として八坂神社を示しました。
- ※■は域内にある文化財の所在地を示します。
- がないものは複数の文化財が所在するおおよその位置を示します。

図 9-9 保存活用区域 2 設定区域及び域内にある文化財分布図

課題

- ・未指定の歴史的建造物(町家・土蔵など)の解体増加や老朽化による倒壊が危惧されています。この結果、本庄の市街地の歴史的景観が失われつつあります。
- ・歴史民俗資料館の閉館に伴い非公開となった旧本庄警察署について、保存修理や耐震補強が行われていません。また、その後の活用の目途が立っていません。
- ・田村本陣の門が強風で傷み、倒壊の危険があります。また、移築によって建築当初とは異なる旧本庄警察所の前にありますが、歴史的背景や価値等の情報発信が十分に行われていません。
- ・諸井家住宅が個人所有であることに加え、耐震補強が必要であることから非公開となっています。
- ・旧本庄仲町郵便局の郵便局機能が移転し、今後の活用方法が定まっていません。
- ・本庄宿がかつて中山道一の宿場町だったことを伝えるサインの設置や町並み整備が行われていません。
- ・電柱・電線をはじめ、後年に整備された建築物や構造物が、町並みの景観や本庄まつりにおける山車の曳行を阻害しています。

方針

- ・本庄宿一帯が持つ町並みとしての価値を明らかにします。
- ・歴史民俗資料館の閉館に伴って非公開となった旧本庄警察署の保存・活用・整備方法を定めます。また、田村本陣の門を含め、中山道散策の拠点となるよう整備を進めます。
- ・保存修理や耐震補強が必要な主要な文化財について、所有者や埼玉県と連携して優先順位を定め、計画的な保存修理や耐震補強を行い、安全性を確保した上での利用・公開を目指します。
- ・本庄宿の活性化につながるような旧本庄仲町郵便局の活用方法を検討します。
- ・来街者に対し本庄宿の歴史やかつての宿場の様子について解説を行い、興味・関心を創出します。
- ・本庄まつりの舞台でもある町並みの景観改善を図ります。

措置

目的	事業番号	事業名	事業内容	事業計画期間			取組主体					財源
				前期	中期	後期	行政	専門家 大学等	所有者 管理者	市民	団体	
調査・研究	1-②-2 1-③-2	本庄宿町並み調査事業	本庄宿に所在する未指定の歴史的建造物等の把握調査を実施する。 特徴的な建造物については、詳細調査を実施し、文化財の指定・登録を推進する。	■	■	■	◎	○	○	○		市費
保存・継承	2-③-3 2-⑥-3	旧本庄警察署及び田村本陣の門保存・活用事業	旧本庄警察署及び田村本陣の門の保存活用計画を策定し、計画を実行に移す。	■	■	■	◎	○				市費 県補助
	2-③-4 2-⑥-4	諸井家住宅及び旧本庄仲町郵便局活用検討事業	所有者や埼玉県と連携し、個別の保存活用計画を策定し、計画を実行に移す。	■	■	■	○	○	◎			国・県・市補助
教育・学習・体験	3-⑧-8	本庄宿町並み環境整備事業	本庄宿における歴史的景観の改善を図る。 歴史的建造物や町並みの保存・美装化を促す。 かつての本庄宿の様子を伝える解説・写真等を配置した案内板を整備する。	■	■	■	◎	○	○	○	○	市費 国補助
	3-⑧-9	中山道電線地中化事業	町並みや本庄まつりの山車をより綺麗に見せるために電線の地中化を図る。	■	■	■	◎				◎	市費 国補助

- 凡例 ◆事業番号 親番号と丸番号は第5～8章に前掲した措置の事業番号と整合し、最後の枝番号はその中の通し番号を示します。
- ◆事業計画期間 前期：令和5（2023）～令和7（2025）年度 中期：令和8（2026）～令和11（2029）年度
後期：令和12（2030）～令和14（2032）年度
- ◆取組主体 行政：本庄市（国、埼玉県との協働を含む） 市民：本庄市民
専門家・大学等：大学、博物館、研究者など 団体：保存活用支援団体、市民活動団体、
所有者・管理者：文化財の所有者・管理者・保護団体など 各種団体、協議会、企業など
- ◎：主として取り組む主体
○：協力して取り組む主体